

横須賀市下水道管路施設
ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）
業務委託

要求水準書（案）

令和8年5月

横須賀市上下水道局

第1章 総則.....	1
1-1. 業務目的.....	1
1-2. 要求水準書の位置づけ.....	1
1-3. 用語の定義.....	1
1-4. 事業期間.....	1
1-5. 本事業の対象施設.....	2
1-6. 事業の基本方針.....	5
1-7. 業務範囲.....	5
1-8. 業務履行.....	5
1-9. 安全管理.....	8
第2章 管理・調整業務の要求水準.....	11
2-1. 基本事項.....	11
2-2. 管理・調整の対象業務.....	11
2-3. 実施体制の構築及び管理.....	11
2-4. 管理・調整.....	12
2-5. 事業実施計画書.....	13
2-6. モニタリング等.....	16
2-7. 業務の引継.....	16
2-8. その他関連業務.....	16
第3章 計画的維持管理業務（第Ⅰ期）の要求水準.....	17
3-1. 基本事項.....	17
3-2. 対象業務.....	18
3-3. 業務の要求水準.....	18
第4章 計画的維持管理業務（第Ⅱ期）の要求水準.....	22
4-1. 基本事項.....	22
4-2. 対象業務.....	23
4-3. 業務の要求水準.....	23
第5章 住民対応等業務の要求水準.....	27
5-1. 基本事項.....	27
5-2. 対象業務.....	27
5-3. 業務の要求水準.....	27
第6章 災害対応業務の要求水準.....	32
6-1. 基本事項.....	32
6-2. 業務の要求水準.....	32
第7章 計画作成業務の要求水準.....	34
7-1. 基本事項.....	34
7-2. 対象業務.....	34
第8章 附帯事業及び任意事業の要求水準.....	38
8-1. 附帯事業.....	38

8-2. 任意事業.....	38
第9章 引継期間の要求水準（ペナルティの対象外）.....	39
9-1. 基本事項.....	39
9-2. 基本実施計画の策定.....	39
9-3. 実施内容.....	39
9-4. 実施体制.....	40
9-5. 引継期間の完了.....	41
第10章 業務報告書類に関する事項.....	42
10-1. 月間業務報告書.....	42
10-2. 年間業務報告書.....	42
10-3. 業務報告書の改善等.....	42
10-4. 報告書の構成等.....	42
第11章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置.....	43
11-1. 基本事項.....	43
11-2. 業務の要求水準.....	43
11-3. 要求水準の未達時の措置.....	43
11-4. 中間総合評価.....	43
第12章 契約終了時の措置.....	46
12-1. 業務引継書の作成等.....	46
12-2. 業務引継書の内容.....	46
12-3. 文書の公開.....	46
12-4. 業務引継期間等.....	46
12-5. 事業者が設置した設備等の譲渡.....	47

- 【別紙－１】用語の定義
- 【別紙－２】業務の履行に必要な技術者等
- 【別紙－３】個人情報の取扱いに関する特記事項
- 【別紙－４】公共下水道管路施設巡視・点検業務
- 【別紙－５】水位計維持管理業務
- 【別紙－６】管路施設調査業務
- 【別紙－７】管路施設等清掃業務
- 【別紙－８】雨水ます清掃業務
- 【別紙－９】伐開清掃・樹木剪定業務
- 【別紙－１０】混合廃棄物処分業務
- 【別紙－１１】汚砂処分業務
- 【別紙－１２】汚砂分析業務
- 【別紙－１３】計画修繕業務
- 【別紙－１４】突発修繕業務
- 【別紙－１５】業務の参考数量表
- 【別紙－１６】ストックマネジメント計画策定業務
- 【別紙－１７】業務報告書類

第1章 総則

1-1. 業務目的

横須賀市上下水道局（以下「局」という。）の下水道事業は、昭和19年(1944年)に現在の
上町地区で着手したものの、戦後の資材難や財政難から整備が進まず、昭和38年(1963年)に
国の第1次下水道整備計画を受け、本格的な下水道整備に着手した。その後、高度成長による
公害問題が発生したことから、昭和45年(1970年)に下水道法が改正され、「川や海の水質保
全」が下水道の目的に加わった。これを機に、合流式から分流式に切り替え整備を進めてき
た。

平成3年(1991年)には、西地区の下水道整備に着手し、平成17年度(2005年度)には、市内
の汚水整備は概ね完了している。

また、平成16年(2004年)をピークに処理水量が減少してきたこと等を受け、令和3年
(2021年)に上町浄化センターを廃止し、下町浄化センターへ統合した。

現在は、追浜処理区、西処理区及び下町処理区の3処理区となっており、西処理区及び追浜
処理区の浄化センター及びポンプ場、下町処理区のうち上町ポンプ場及び旧上町地区の3つの
マンホールポンプについては、包括的民間委託（レベル2.5）での維持管理を行っている。ま
た、管路施設については個別に維持管理業務を発注している。

昭和38年度からの本格的な下水道整備の着手から60年以上経過し、施設の老朽化が著しく
進行していることに加え、少子高齢化に伴い職員数の確保が困難になることが見込まれるた
め、市民サービス水準の維持が課題である。

「横須賀市下水道管路施設ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）業務委託」（以下
「本事業」という。）は、これまでの検討や令和6年度に実施したサウンディング調査の結果
を踏まえ、管路施設を対象に民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした下水道施設の管理・
更新一体マネジメントを実施し、市民サービス水準の維持及び持続可能な下水道事業の運営を
目指すものである。

1-2. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、本事業の実施に当たり、局と、事業契約に基づき本事業を実施する事業者
（以下「事業者」という。）との協議により局と事業者が合意した事項、並びに、本事業の事
業者選定に際し局が事業者配布した一連の書類、事業者が局に提出した提案書（以下「提案
書」という。）、その他の関連書類の内容を踏まえて定めるものである。したがって、局及び事
業者は、契約書と同様に、本要求水準書に定める事項について、その義務を負う。

1-3. 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、本要求水準書【別紙-1】のとおりとす
る。

1-4. 事業期間

本事業の事業期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとし、契約書及びそ
の他関係書類（本要求水準書及び提案書等）に従い業務を実施する。ただし、契約締結日の翌

日から令和10年4月1日午前0時00分までの期間は、引継期間（業務準備期間）とし、事業者は局又は局の指定する者より業務の引継を受け、業務の習熟に努めるものとする。

1-5. 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設（以下「本件施設」という。）は以下のとおりである。

1-5-1. 対象処理区

- ・ 下町処理区
- ・ 追浜処理区
- ・ 西処理区

1-5-2. 対象施設

- ・ 合流管路：321km
- ・ 汚水管路：860km
- ・ 雨水管路：452km
- ・ 合流、汚水及び雨水のマンホール、マンホール蓋、取付管及び公共ます
- ・ 水管橋：1箇所

表 1-1 主な対象施設の概要（令和6年度末時点）

対象施設		数量	
管路施設	合流管路	321km	1,633km
	汚水管路	860km	
	雨水管路	452km	
	マンホール	78,008箇所	
	マンホール蓋	78,008箇所	
	取付管	167,584箇所	
	公共ます	135,043箇所	
水管橋	1箇所		

※管路施設出典：「令和6年度 下水道事業統計年報」P. 47, 56

※ 表 1-1 に加え、関連部署との管理協定に基づき、以下の施設を本事業の対象とする。

- ・ 道路側溝（上蓋を含む）で内法寸法の上幅が45cm以上のもの
- ・ 地域排水施設のうち道路を横断する施設（個人占用施設を除く）
- ・ 管渠、開渠、ボックスカルバート、マンホール、雨水ます及び取付管（ただし、他部署管理の連絡ます等を除く）

※ 市街化調整区域内の施設については、原則として道路管理者等の所管となるが、上下水道局が管理権限を有するものについては本事業の対象に含む。

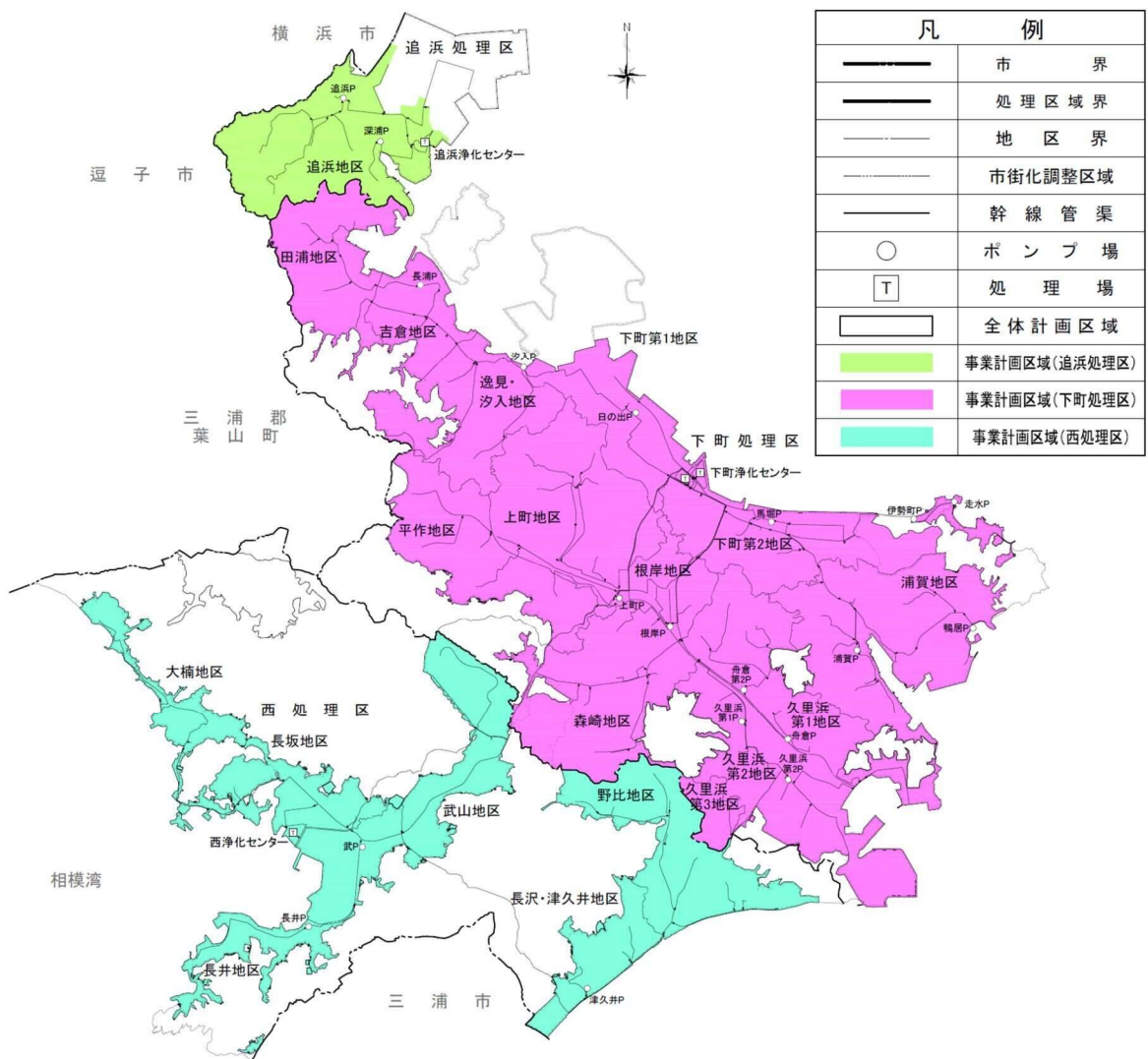


図 1-1 下水道区域図

表 1-2 水管橋の概要

項目	内容
橋梁名	大矢部水管橋
交差条件	横浜横須賀道路
竣工年	平成元(1989)年
橋長	62.5m
全幅員	4.75m
橋面積	296.9m ²
径間数	1
桁下高	6.0m
上部工構造	その他(RC造)
構造区分	コンクリート橋

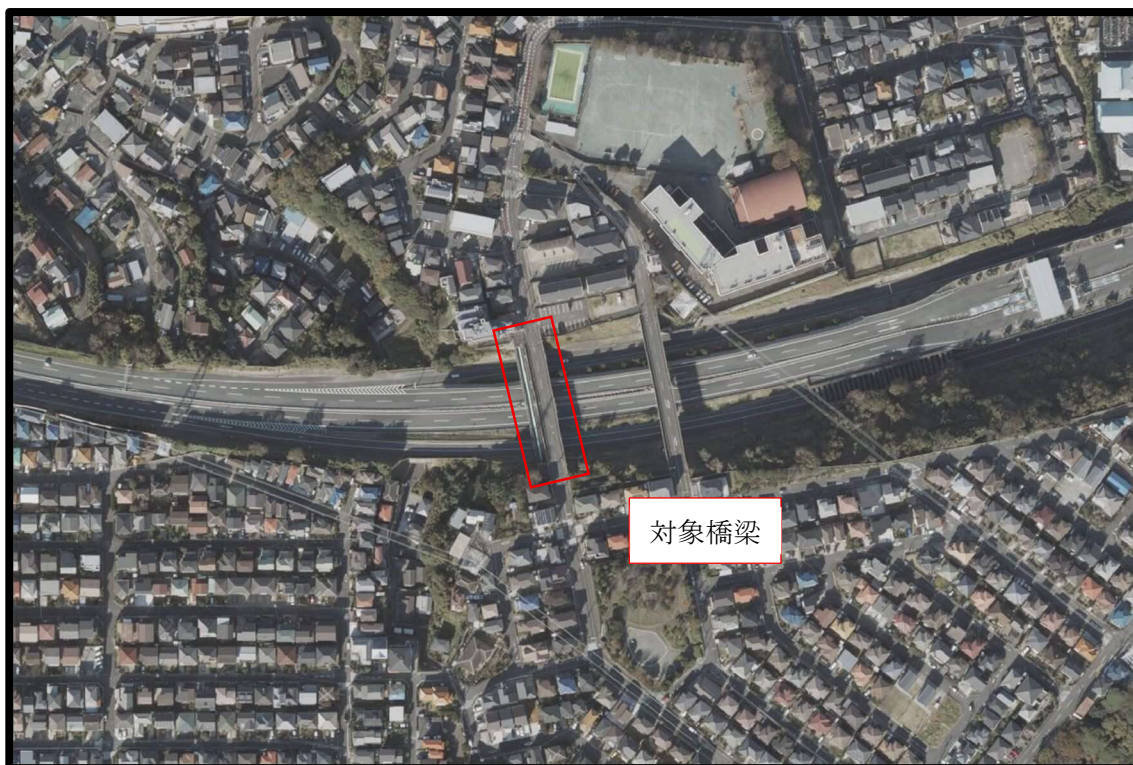


図 1-2 水管橋位置図

1-6. 事業の基本方針

本事業の実施方式は、ウォーターPPPの「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」（更新支援型）を採用する。

事業者は、本事業の実施に当たっては、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

事業者は、事業期間の前半5年間（以下「第Ⅰ期」という。）は、局が指定する仕様に基づき業務を実施することとし、事業期間の後半5年間（以下「第Ⅱ期」という。）は性能発注により業務を実施する。

性能発注の対象とする管路施設は、過去に局が実施した調査により緊急度が判明している施設及び事業者が事業期間中に点検・調査を実施し、緊急度を把握した施設を対象とする。

事業者は、過年度の調査結果及び事業期間中の点検・調査結果を基に管路施設の更新計画案を局に提出し、その他維持管理計画等を策定し、第Ⅱ期は当該計画に基づいて事業を実施する。

なお、局と事業者の協議により、業務に応じて第Ⅰ期から性能発注を試験的に導入することも可能とする。

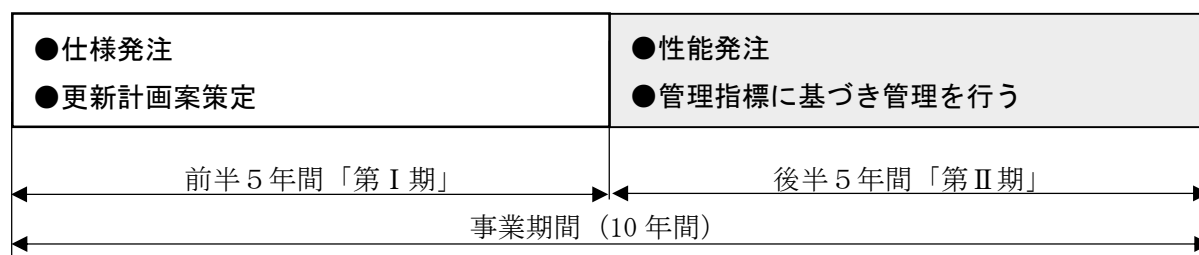


図 1-3 仕様発注から性能発注への段階的移行

1-7. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、管理・調整業務、計画的維持管理業務（第Ⅰ期）、計画的維持管理業務（第Ⅱ期）、住民対応等業務、災害対応業務、計画作成業務等の義務事業に加えて、事業者の提案による附帯事業及び任意事業とする。

義務事業に係る各業務の詳細については、「第2章 管理・調整業務の要求水準」、「第3章 計画的維持管理業務（第Ⅰ期）の要求水準」、「第4章 計画的維持管理業務（第Ⅱ期）の要求水準」、「第5章 住民対応等業務の要求水準」、「第6章 災害対応業務の要求水準」及び「第7章 計画作成業務の要求水準」に、附帯事業及び任意事業の詳細については「第8章 附帯事業及び任意事業の要求水準」に示す。

1-8. 業務履行

1-8-1. 基本事項

- (1) 本要求水準書は、本事業を実施する上で、事業者が満たすべき最低限の要件であり、業務実施の具体的内容・手法等は事業者の創意工夫による提案をもとに、局及び事業者の合意によって決定するものとする。

(2) 事業者は、下水道使用者が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、各施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、本件施設を適切に維持管理するほか、各種計画策定等を行うものとする。

1-8-2. 義務等の違反の措置

要求水準書に関し、局又は事業者がその果たすべき義務に違反若しくは不履行があった場合の措置は、本要求水準書及び契約書によるものとする。

1-8-3. 業務管理

(1) 事業者は、本件施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、維持管理に精通するとともに、常に問題意識をもって業務の履行に当たり、自らの持つ技術力を活かし、様々な取組や創意工夫を行って、予防保全や業務の効率化、高度化を図るよう努めるものとする。

(2) 事業者は、日常的な教育訓練を行い、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに局に連絡するものとする。

(3) 事業者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務を円滑に遂行するものとする。

1-8-4. 実施体制

事業者は、【別紙-2】に定めるとおり、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすため、適正かつ確実に本事業を遂行できる体制を確保するものとする。

(1) 本事業全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法を明らかにするとともに、確実かつ機能的な実施体制を構築するものとする。

(2) 事業者は、自己の責任において、本事業全体を総括する管理能力がある責任者（以下「統括責任者」という。）を置くものとし、本事業に従事する者（以下「従事者」という。）を確保するものとする。統括責任者の常駐は求めないが、必要な時に連絡や対応ができる体制を構築すること。

(3) 事業者は、維持管理業務の実施に際して、契約書及び本要求水準書に定める本事業の履行に必要な有資格者を配置するとともに、本事業に必要な各種マニュアルを策定するものとする。

(4) 事業者は、計画作成業務の実施に際して、第7章に定める技術的管理を行う管理技術者及び技術業務を担当する者（以下「技術担当者」という。）を置くものとする。

- (5) 本事業の履行に必要な機材は、事業者の責任と負担において準備をしなければならない。
- (6) 事業者は、教育・研修等を通じて、従事者の知識及び技術の向上を図るものとする。教育・研修等の内容は、事業者の提案によるものを基本とするが、局は、事業者の知識・技術の向上を図るため研修等を提案することができるものとし、事業者は、必要に応じて当該研修等に参加するものとする。また、事業者が実施する教育・研修等には、局の職員も必要に応じて参加できるよう配慮するものとする。
- (7) 事業者は、各構成員の本事業における役割分担等を明確にするものとする。

1-8-5. 地元企業の活用・連携

- (1) 事業者は、本事業の各業務の内容に応じ、地元企業の活用に努めるものとする。
- (2) 特に、突発修繕や清掃について、地域における事業の担い手確保のため、地元企業で対応可能な業務内容については地元企業を積極的に活用するものとする。なお、地元企業の活用に関する内容は提案によるものとする。
- (3) 事業者は、天災又は本件施設機能に重大な支障が生じた場合等、緊急事態発生時に円滑に対応が可能になるよう地元企業と連携を図るとともに、技術補完ができる体制を構築するものとする。なお、地元企業との連携に関する内容は提案によるものとする。

1-8-6. 責任負担等

本事業における基本的なリスク、責任負担、経費負担、その他の負担については、契約書及び本要求水準書に定める。なお、事故、損害又は費用負担が発生した場合における責任分担は、本要求水準書に定める事業者の報告、協力、提案その他の義務を考慮し判断するものとする。

1-8-7. 個人情報の保護

- (1) 本事業で個人情報を取り扱うときは【別紙-3】に準ずること。
- (2) 事業者は、業務を再委託する場合、当該第三者（再委託先等）に対し本条と同等の個人情報の保護義務を課し、必要な教育を行った上で記録し、これを厳守させるものとする。

1-8-8. 秘密の保持等

- (1) 事業者は、本事業の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 本事業の実施により得られた資料及び成果の所有は局に帰属するものとし、事業者は局の承諾なくこれを公表してはならない。

(3) 事業者は、業務を再委託する場合、当該第三者（再委託先等）に対し本条と同等の秘密保持義務を課し、必要な教育を行った上で記録し、これを厳守させるものとする。

1-9. 安全管理

1-9-1. 一般事項

(1) 事業者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和 47 年労働省令第 42 号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省公示第 496 号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(2) 作業中は気象情報に十分注意を払い、大雨警報等が発出された際は直ちに作業を中止できる体制とすること。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については、事業実施計画書に明示し、事業者の責任において実施すること。

1-9-2. 安全教育

(1) 事業者は、本事業に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

(2) 事業者は、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和 47 年労働省令第 42 号）で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

1-9-3. 労働災害防止

(1) 事業者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

(2) マンホール、管渠等に入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、局が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、局及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置し、かつ、誘導員を配置すること。
- (5) マンホール内に入る場合は、事前に足掛金物の損傷を確認し、墜落制止用器具を着用し、転落防止を徹底すること。

1-9-4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- (2) 緊急時対応を除き作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分視認可能な照明設備及び保安灯を配置し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、必要に応じて、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 道路上で作業を行う場合、事業者において管轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。
- (5) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書の定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (6) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を局に報告すること。

1-9-5. 局地的な大雨等による安全管理

事業者は、大雨による急激な雨水流入により、下水道管路施設内において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道管路施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断する等の予防的な対応も含め、下水道管路施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。また、安全管理を行ううえでは「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（国土交通省作成 平成 20 年 10 月）も参考にして、安全管理計画を策定し、事業実施計画書に記載すること。

作業を行う日には、作業等の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知を徹底する。また、安全器具の設置等についても周知

を徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録すること。

事業者は、作業等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業等の中止基準について次を参考とし、自らの責任において設定し、局に報告すること。

(1) 作業等開始前

- ア 当該作業箇所又は上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合、作業等は行わない。
- イ 当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生している場合、作業等は行わない。
- ウ 作業等開始前に当該作業箇所の管渠内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、作業等は行わない。

(2) 作業等開始後

- ア 当該作業箇所又は上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。
- イ 当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生した場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。
- ウ 下水道管路施設内の状況に異常があると作業員等が判断した場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。

1-9-6. その他

- (1) 事業者は、作業に当たって、下水道管路施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、事業実施計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに局及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、事業者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、直ちに局に報告すること。
- (4) 道路管理者及び各占用物管理者と連携を行いながら、本事業を実施すること。
- (5) 作業中に防災無線の放送があった場合には、作業を一時中断して情報収集に努めること。

第2章 管理・調整業務の要求水準

2-1. 基本事項

管理・調整業務の要求水準は、本業務を実施する上で、各業務を適切に実施できる者を統括管理し、関連する法令を遵守しながら、計画的かつ効率的・効果的な事業マネジメントを行うために、事業者が満たすべき要件である。

2-2. 管理・調整の対象業務

事業期間を通じて、局が事業者へ委託する業務は以下のとおりとする。

2-2-1. 実施体制の構築及び管理

(1) 統括責任者の選任・配置

(2) 担当企業の配置及び管理

2-2-2. 管理・調整

(1) 各種業務のマネジメント

(2) 事業実施計画書及び業務報告書類の作成

(3) 委託業務の管理

(4) 危機管理対応

(5) データ管理

(6) その他必要な事項

2-2-3. モニタリング等

2-2-4. 業務の引継

2-2-5. その他関連業務

2-3. 実施体制の構築及び管理

本業務の実施に当たって、適切かつ確実に本業務を遂行できる体制を構築するものとする。

2-3-1. 統括責任者の選任・配置

本要求水準書【別紙－2】に定めるところにより本事業全体を統括する統括責任者を代表企業から選任し配置するものとする。

また、管理・調整業務については、任意で代表企業以外の構成企業から【別紙－2】に定めるところにより副統括責任者を選任することを可能とする。副統括責任者は、管理・調整業務における統括責任者の業務を補助するものとする。

統括責任者（副統括責任者を選任する場合は副統括責任者も含む）は局との調整・協議、各種業務の管理・報告、セルフモニタリング、関係機関との調整・協議を円滑に実施する能力を有する者を選任すること。

2-3-2. 担当企業及び業務担当者の配置及び全体管理

各業務について、本業務に係る募集要項及び本要求水準書別紙に定めた資格を有する企業かつ必要な資格を有する担当者を配置させ、事業期間において全体の管理を行うものとする。

2-4. 管理・調整

2-4-1. 各種業務のマネジメント（業務全般の統括管理）

各種業務のマネジメントの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 統括責任者は、業務期間中の各業務の一元的な統括管理を行うものとする。
- (2) 統括責任者は、全ての個別業務の内容を理解し、局との窓口となるものとする。
- (3) 統括責任者は、現場で生じる各種課題や局からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行って、課題等の解決に努めるものとする。
- (4) 必要な資格を有する担当者は、それぞれ担当する業務の遂行に必要な全ての業務の管理・監督を行うものとする。
- (5) 統括責任者は、「第 11 章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置」に基づいて実施するセルフモニタリング及び局が実施するモニタリング結果を踏まえて、必要な業務改善（是正措置等含む）を迅速に行うものとする。

2-4-2. 事業実施計画書及び業務報告書類の作成

- (1) 事業者は、2-5 に基づいて事業実施計画書を作成し、対象年度の前年度 12 月までに局に提出し、局の承認を得るものとする。
- (2) 事業者は、「第 10 章 業務報告書類に関する事項」に基づいて業務報告書類を作成し、契約書に定められた期日までに局に提出し、局の確認を得るものとする。

2-4-3. 委託業務の管理

各業務を委託又は発注するに当たって、適切に受注者を選定し、1-8-3 に定めた業務管理を行うものとする。特に 1-8-5 に基づき、地元企業の活用・連携について積極的に取り組むものとする。

2-4-4. 危機管理対応

事業者は、災害、事故、道路陥没、管路閉塞、溢水その他下水道管路施設の機能に支障を及ぼすおそれのある事象に備え、局と協議の上、連絡体制、出動体制及び応急対応の手順を定めるものとする。

緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、事業者は速やかに局へ報告し、局と連携して現地確認、応急措置、二次災害防止措置その他必要な対応を行うものとする。

管路施設に起因する事故又はその疑いが生じた場合、事業者は、局の指示に基づき、現地確認、応急対応、二次災害防止措置に加え、事故原因の整理に必要な点検・調査記録、通報履歴、対応履歴その他関係資料を速やかに提出しなければならない。

事故原因及び責任分担の整理は、局が関係資料及び事業者からの報告を踏まえて行うものとする。

6-2 に基づいて大雨時対応マニュアルを作成・随時改定を行うとともに、各業務を担当する企業と連携・協力して災害・事故等の緊急対応を実施するものとする。

2-4-5. データ管理

各業務におけるデータ管理業務について、一元的に統括管理を行うものとする。

- (1) 下水道管路の維持管理を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管するものとする。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ局と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。
- (2) 点検、調査、修繕、その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに、局の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、局に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。
- (3) 点検、調査、修繕等の維持管理情報は GIS を基盤としたデータベースシステムにより管理するものとする。なお、局で現在使用している管路台帳及び管路台帳に登録されている情報の使用方法（使用するシステム等）は事業者で検討し、局の承認を得ること。
- (4) 下水道管路の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、局と協議の上決定するものとする。
- (5) 事業者は、局から提供された台帳、図面、点検・調査データ、維持管理履歴その他資料と現地状況又は業務により把握した情報との間に不一致又は疑義を把握した場合は、その内容、位置、業務への影響及び必要と考えられる対応を整理し、速やかに局へ報告するものとする。当該不一致又は資料不足が、業務計画、リスク評価、更新計画案その他本事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、局と事業者が協議の上、必要な対応を定めるものとする。

2-4-6. その他必要な事項

統括管理を実施するに当たり、その他必要となる事項を実施するものとする。

2-5. 事業実施計画書

2-5-1. 基本事項

- (1) 事業者は、次に掲げる事業実施計画書を策定し、各計画の対象年度の前年度の12月までに局に提出し承認を得ること。
- ア 第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年事業実施計画書
 - イ 年間事業実施計画書
 - ウ 緊急時対応計画書
- (2) 事業実施計画書は、正副各1部を製作し、局が正本を、事業者が副本をそれぞれ保管する。保管する期間は、事業期間終了後1年を経過する日までとする。

2-5-2. 5箇年事業実施計画書

- (1) 第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年事業実施計画書に記載すべき事項は、事業期間中の重要事項を基本とし、次に掲げる事項を含むものとする。
- ア 本件施設の維持管理、各種計画策定等その他業務の事業実施に関する基本方針
 - イ 実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格等、事業を実施する組織に関する事項
 - ウ 緊急事態の対応・支援等、緊急事態に関する事項
 - エ 安全衛生、教育訓練等、事故・災害等の未然防止に関する事項
 - オ 事業者が提供する業務品質の確保・向上に関する事項
 - カ 事業に関する報告、連絡、指示の受理、協議等、局と事業者間の確認・照合・提出等のプロセス等に関する事項
 - キ 地元企業の活用及び連携に関する事項
 - ク 地域人材の雇用に関する事項
- (2) 局は、事業者から第Ⅰ期又は第Ⅱ期5箇年事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から10営業日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知する。なお、再度の受理についても同様に取り扱うものとする。
- ア 10営業日を過ぎても局が事業者に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、5箇年事業実施計画書が確認されたものとみなす。
 - イ 事業者は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期5箇年事業実施計画書について、その変更、修正又は再提出を局から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10営業日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。

2-5-3. 年間事業実施計画書

- (1) 当該事業年度における年間事業実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含むものとする。
- ア 当該年度における業務実施組織、業務分担、従事者の体制・資格等に関する事項

- イ 維持管理、計画策定その他当該事業年度に実施する業務の年間実施計画に関する事項。ただし、年間実施計画は業務ごとに、その詳細を記載するものとする。
- ウ 維持管理、計画策定その他当該事業年度に実施する業務の実施内容に関する事項。ただし、業務の実施内容は、業務ごとに、その詳細を記載するものとする。
- エ 安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項
- オ その他局又は事業者が必要とする計画・内容等に関する事項

(2) 局は、事業者から年間事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から10営業日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知する。なお、再度の受理についても同様に取り扱うものとする。

- ア 10営業日を過ぎても局が事業者に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、年間事業実施計画書が確認されたものとみなす。
- イ 事業者は、年間事業実施計画書について、その変更、修正又は再提出を局から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10営業日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。

2-5-4. 緊急時対応計画書

(1) 緊急時対応計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。

- ア 緊急事態発生に対応する具体的な執行体制
- イ 自然災害（豪雨、台風、雷害、渇水、地震、暴風、洪水、地滑り、落盤等、自然的な現象による災害をいう。）の対応について、その事象ごとに、対応の原則、方法、手順等を記載する。
- ウ 本件施設で発生が予測される事故（自然災害を除く、道路陥没、労災、溢水、漏水、異常増水、異常水質等の事象をいう。）の対応について、その事象ごとに、対応の原則、方法、手順等を記載する。
- エ 緊急事態発生時における対応の原則、方法及び手順等には、次に掲げる事項を含めるものとする。
 - ・ 初報、続報及び終報の報告区分
 - ・ 現場状況の記録方法
 - ・ 関係資料の整理及び提出方法
 - ・ 関係機関との連絡調整手順
 - ・ 再発防止に向けた追加調査又は応急措置の提案手順

(2) 局は、事業者から緊急時対応計画書を受理した日の翌日から10営業日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知する。なお、再度の受理についても同様に取り扱うものとする。

- ア 10営業日を過ぎても局が事業者に、その変更、修正又は再提出若しくは確認について通知しないときは、緊急時対応計画書が確認されたものとみなす。

- イ 事業者は、緊急時対応計画書について、その変更、修正又は再提出を局から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から 10 営業日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。

2-6. モニタリング等

- (1) 事業者は、11-1 に基づいてセルフモニタリング実施計画書を作成し、局の承認を受けるものとする。
- (2) 事業者は 11-2 に基づいてセルフモニタリングを実施するものとする。
- (3) 事業者は、局が実施する 11-1 に基づくモニタリング、11-2 に基づく月間及び年間の実施状況の確認について適切に対応するものとする。
- (4) 事業者は、11-4 に基づいて実施される中間総合評価に立ち会うものとする。

2-7. 業務の引継

(1) 業務引継書の作成

事業者は、12-1 (1) に基づき、「業務引継書」を作成し、必要に応じて内容を変更しながら契約終了まで備え置くものとする。

(2) 業務引継書最終版の提出

事業者は、12-4 に基づき、事業終了時までに「業務引継書 (最終版)」を局に提出するものとする。

2-8. その他関連業務

その他 JV の運営に係る事務業務等、本事業を運営するに当たり、その他必要となる関連業務を実施するものとする。

第3章 計画的維持管理業務（第Ⅰ期）の要求水準

3-1. 基本事項

本業務の事業期間前半5年においては、ウォーターPPPガイドラインに示される段階的移行の方針に基づき、仕様発注方式を採用するものとする。

この段階における本要求水準は、局が定める具体的な仕様、方法、手順等について、局及び事業者が満たすべき最低限の要件を定めるものであり、事業者は、局と事業者の合意に基づき、当該仕様に従って本業務を実施するものとする。

なお、性能発注方式への円滑な移行を確保するため、事業期間前半から後半にかけて、必要に応じて局と事業者が協議を行い、要求水準の見直し及び整理を段階的に実施するものとする。

本業務の実施に当たっては、事業者は、以下に掲げる基本的事項を十分に理解し、これを遵守の上、適正かつ円滑に業務を遂行するものとする。

- (1) 事業者は、自らのノウハウを最大限活用して、局が所有する下水道施設の維持管理を主体的に行い、管路の適切な管理を行うとともに業務水準の維持・向上に努めるものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、十分な業務履行体制でこれに臨むものとする。
- (3) 事業者は、本業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。
- (4) 事業者は、本件施設の構造、管路網等の情報を熟知し、故障・事故時等において迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。
- (5) 事業者は、巡視、点検、調査、清掃、修繕、住民通報対応その他の業務において、道路陥没、管路閉塞、溢水、急速な腐食進行、路面沈下、空洞化が疑われる兆候その他重大事故の発生につながるおそれのある異常を把握した場合は、速やかに局へ報告するとともに、必要に応じて追加調査、応急措置又は計画修繕等の必要性について意見を付して提出するものとする。
- (6) 事業者は年間事業実施計画書に、各業務に必要な事項を定め、局に提出するものとする。
- (7) 事業者は、公共下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組むものとする。なお、取り組む内容等は事業者の提案によるものとし、局に報告するものとする。
- (8) 道路を利用した作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (9) 業務に必要な機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように事業者で常備しておくこと。

3-2. 対象業務

事業期間を通じて局が事業者へ委託する業務は、以下のとおりとする。また、委託する業務の補足事項については、各別紙に示すものとするが、この補足事項は、局が事業者へ業務を委託するに当たり、業務の範囲や条件等について、事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意するものとする。

- (1) 公共下水道管路施設巡視・点検業務
- (2) 水位計維持管理業務
- (3) 管路施設調査業務
- (4) 管路施設等清掃業務
- (5) 下水道用地管理業務
- (6) 混合廃棄物処分業務
- (7) 汚砂処分業務
- (8) 汚砂分析業務
- (9) 計画修繕業務

3-3. 業務の要求水準

3-3-1. 公共下水道管路施設巡視・点検業務

(1) 基本事項

本業務は横須賀市公共下水道供用開始区域内において、局の指定する管路施設の状態を把握し、異常の有無を確認して適切な処置を講じ、当該施設の機能を正常な状態に保つため、巡視、点検、清掃及び廃棄物の運搬を行うものである。

(2) 業務の要求水準

- ア 公共下水道管路施設巡視・点検業務の要求水準は【別紙-4】に定める。
- イ 公共下水道管路施設巡視・点検業務の予定数量
公共下水道管路施設巡視・点検業務で実施する予定数量は【別紙-15】に定める。
- ウ 業務計画の策定
公共下水道管路施設巡視・点検業務について、年間事業実施計画書に定めること。

3-3-2. 水位計維持管理業務

(1) 基本事項

本業務は、局がマンホール内に設置した水位センサーについて、運用・保守を行うものである。

(2) 業務の要求水準

- ア 水位計維持管理業務の要求水準は【別紙－ 5】に定める。
 - イ 水位計維持管理業務の予定数量
水位計維持管理業務で実施する予定数量は【別紙－ 1 5】に定める。
- 注) 水位計の将来運用は現在検討中のため、公募時に変更となる可能性がある。

3-3-3. 管路施設調査業務

(1) 基本事項

本業務は横須賀市公共下水道供用開始区域内において、局の指定する管路施設の状態を把握し、異常の有無を確認するため管路施設を点検・調査する業務である。

(2) 業務の要求水準

- ア 管路施設点検・調査業務の要求水準は【別紙－ 6】に定める。
- イ 管路施設点検・調査業務の予定数量
管路施設点検・調査業務で実施する予定数量は【別紙－ 1 5】に定める。
- ウ 業務計画の策定
管路施設点検・調査業務について、ストックマネジメント計画に基づき、年間事業実施計画書に定めること。

3-3-4. 管路施設等清掃業務

(1) 基本事項

本業務は横須賀市公共下水道の機能を正常な状態に保つため、施設及び用地の清掃及び発生する産業廃棄物の運搬業務を行うものである。

(2) 業務の要求水準

- ア 管路施設等清掃業務の要求水準は【別紙－ 7】に定める。
- イ 雨水ます清掃業務の要求水準は【別紙－ 8】に定める。
- ウ 管路施設等清掃業務の予定数量
管路施設等清掃業務で実施する予定数量は【別紙－ 1 5】に定める。
- エ 業務計画の策定・業務の遂行
計画的清掃について、年間事業実施計画書に定めること。また、局からの指示や通報やその他緊急な対応が必要な場合は、速やかに現地確認を行い、必要な対応を確実に実施するものとする。

3-3-5. 下水道用地管理業務

(1) 基本事項

本業務は、局が管理する市内公共下水道供用開始区域内の水路敷、雨水調整池敷地等の機能を正常な状態に保つため、伐開清掃、塵芥収集及び樹木剪定・伐採を行うものである。また、用地管理として注意喚起等の看板設置をするため占用申請を行い、まちかど里親制度（横須賀市ホームページ「まちかど里親制度（アダプトプログラム）」参照）の対応にも協力すること。

（２）業務の要求水準

- ア 伐開清掃・樹木剪定業務の要求水準は【別紙－９】に定める。
- イ 注意喚起等の看板を設置する場合は、占用申請を行うこと。
- ウ 下水道用地管理業務の予定数量
下水道用地管理業務で実施する予定数量は【別紙－１５】に定める。
- エ 業務計画の策定・業務の遂行
計画的下水道用地管理業務について、年間事業実施計画書に定めること。また、局からの指示や通報やその他緊急な対応が必要な場合は、速やかに現地確認を行い、必要な対応を確実に実施するものとする。

3-3-6. 混合廃棄物処分業務

（１）基本事項

本業務は、事業者が実施する維持管理作業で発生する混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を処分するものである。

（２）業務の要求水準

- ア 混合廃棄物処分業務の要求水準は【別紙－１０】に定める。
- イ 混合廃棄物処分業務の予定数量
混合廃棄物処分業務で実施する予定数量は【別紙－１５】に定める。

3-3-7. 汚砂処分業務

（１）基本事項

本業務は、事業者が維持管理作業する上で処分が必要な汚砂を処分するものである。

（２）業務の要求水準

- ア 汚砂処分業務の要求水準は【別紙－１１】に定める。
- イ 汚砂処分業務の予定数量
汚砂処分業務で実施する予定数量は【別紙－１５】に定める。

3-3-8. 汚砂分析業務

(1) 基本事項

本業務は、下水道法第 21 条の 2 第 1 項に従い、公共下水道施設から生じる汚砂に有害物質が含まれていないか確認するため、汚砂の分析を行うものである。

(2) 業務の要求水準

- ア 汚砂分析業務の要求水準は【別紙-12】に定める。
- イ 汚砂分析業務の予定数量
汚砂分析業務で実施する予定数量は【別紙-15】に定める。

3-3-9. 計画修繕業務

(1) 基本事項

本業務は、局が管理する公共下水道の機能を正常な状態に保つため、令和 9 年度に局が策定したストックマネジメント計画に示される修繕・改築工事に位置付けられた修繕を参考に、計画的に行うものであり、1 件当たり 500 万円未満（税込）の修繕を対象とする。突発的に発生した修繕に関する要求水準は後述の 5-3-2 に示す。

(2) 対象業務

本業務は、計画修繕を対象とするもので、以下のアからキに掲げるとおりとする。

- ア 公共下水道本管及びマンホールの修理
- イ 取付管、公共ます及び雨水ますの修理、移設又は撤去
- ウ マンホール、公共ます及び雨水ますの蓋等の修理、移設又は撤去
- エ 水路施設等及び水路施設等を保護する施設の修理、移設又は撤去
- オ 水管橋の修理
- カ 前記の工事に付帯する路面復旧等の工事及び作業
- キ 掘削を伴う場合は掘削申請書類の作成を含む

(3) 業務の要求水準

- ア 計画修繕業務の要求水準は【別紙-13】に定める。
- イ 計画修繕業務の予定数量
計画修繕業務で実施する予定数量は【別紙-15】に定める。
- ウ 業務計画の策定
計画修繕業務について、ストックマネジメント計画等を参考に、年間事業実施計画書に定めること。

第4章 計画的維持管理業務（第Ⅱ期）の要求水準

4-1. 基本事項

事業期間後半5年間においては、性能発注方式へ移行するものとする。

性能発注方式への移行後における本要求水準は、本業務の実施結果として達成されるべき性能、機能及び品質等について、局及び事業者が満たすべき最低限の要件を定めるものであり、その具体的な実現手段、方法及び業務運営の工夫については、事業者の提案及び裁量に委ねるものとする。

本業務の実施に当たっては、事業者は、以下に掲げる基本的事項を十分に理解し、これを遵守の上、適正かつ円滑に業務を遂行するものとする。

- (1) 事業者は、自らのノウハウを最大限活用して、局が所有する下水道施設の維持管理を主体的に行い、管路の適切な管理を行うとともに業務水準の維持・向上に努めるものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、十分な業務履行体制でこれに臨むものとする。
- (3) 事業者は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。
- (4) 事業者は、本件施設の構造、管路網等の情報を熟知し、故障・事故時等において迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。
- (5) 事業者は、巡視、点検、調査、清掃、修繕、住民通報対応その他の業務において、道路陥没、管路閉塞、溢水、急速な腐食進行、路面沈下、空洞化が疑われる兆候その他重大事故の発生につながるおそれのある異常を把握した場合は、速やかに局へ報告するとともに、必要に応じて追加調査、応急措置又は計画修繕等の必要性について意見を付して提出するものとする。
- (6) 事業者は年間事業実施計画書に、各業務に必要な事項を定め、局に提出するものとする。
- (7) 事業者は、公共下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組むものとする。なお、取り組む内容等は事業者の提案によるものとし、局に報告するものとする。
- (8) 道路を利用した作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (9) 業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように事業者で常備しておくこと。

4-2. 対象業務

第Ⅱ期において局が事業者へ委託する業務は、以下のとおりとする。また、委託する業務の補足事項については、各別紙に示すものとするが、この補足事項は、局が事業者へ業務を委託するに当たり、業務の範囲や条件等について、事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意するものとする。

よって、要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、局が事業者へ委託する業務の範囲において、事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め局に提案するものとする。

- (1) 公共下水道管路施設巡視・点検業務
- (2) 水位計維持管理業務
- (3) 管路施設調査業務
- (4) 管路施設等清掃業務
- (5) 下水道用地管理業務
- (6) 混合廃棄物処分業務
- (7) 汚砂処分業務
- (8) 汚砂分析業務
- (9) 計画修繕業務

4-3. 業務の要求水準

4-3-1. 公共下水道管路施設巡視・点検業務

(1) 基本事項

本業務は横須賀市公共下水道供用開始区域内において、管路施設の状態を把握し、異常の有無を確認して適切な処置を講じ、当該施設の機能を正常な状態に保つため、巡視、点検、清掃及び廃棄物の運搬を行うものである。

(2) 業務の要求水準

ア 事業者は、【別紙－4】に示す業務水準に則し本業務を実施すること。

イ 予定数量は【別紙－15】を原則とし、年間事業実施計画書に定めること。事業者の提案により局と協議し、局が承諾した場合は頻度、手法等を変更することも可能とする。

ウ 業務指標

本業務の業務指標は、第Ⅰ期の期間に局と事業者の協議により決定する。

業務指標（例）：悪臭苦情件数

4-3-2. 水位計維持管理業務

(1) 基本事項

本業務は、局がマンホール内に設置した水位センサーについて、運用・保守を行うものである。

(2) 業務の要求水準

ア 事業者は、【別紙－５】に示す業務水準に則し本業務を実施すること。

イ 予定数量は【別紙－１５】を原則とするが、事業者の提案により局と協議し、局が承諾した場合は頻度、手法等を変更することも可能とする。

注) 水位計の将来運用は現在検討中のため、公募時に変更となる可能性がある。

4-3-3. 管路施設調査業務

(1) 基本事項

本業務は横須賀市公共下水道供用開始区域内において、管路施設の状態を把握し、異常の有無を確認するため管路施設を点検・調査する業務である。

(2) 業務の要求水準

ア 事業者は、事業者が作成し局が申請するストックマネジメント計画に準じて管路施設の点検・調査を実施すること。

イ 点検、調査方法は【別紙－６】に示す業務水準に則し実施することとするが、【別紙－６】に定めのない手法を用いて実施する場合は、事業者が使用機器、調査方法、記録表、作業体制等を定めた年間事業実施計画書を定めること。

ウ 点検・調査は最新の法令、指針、ガイドライン、マニュアル等に準じ実施すること。

(3) 国交付金交付要領

調査が国の交付金交付対象となる場合、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

(4) 会計実地検査等

必要に応じて、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

4-3-4. 管路施設等清掃業務

(1) 基本事項

本業務は横須賀市公共下水道の機能を正常な状態に保つため、施設及び用地の清掃及び発生する産業廃棄物の運搬業務を行うものである。

(2) 業務の要求水準

ア 事業者は、【別紙－７】及び【別紙－８】に示す業務水準に則し本業務を実施すること。

- イ 予定数量は【別紙－１５】を原則とし、年間事業実施計画書を定めること。事業者の提案により局と協議し、局が承諾した場合は頻度、手法等を変更することも可能とする。また、局からの指示や通報やその他緊急な対応が必要な場合は、速やかに現地確認を行い、必要な対応を確実に実施するものとする。

4-3-5. 下水道用地管理業務

(1) 基本事項

本業務は、局が管理する市内公共下水道供用開始区域内の水路敷、雨水調整池敷地等の機能を正常な状態に保つため、伐開清掃、塵芥収集及び樹木剪定・伐採を行うものである。また、用地管理として注意喚起等の看板設置をするため占用申請を行うものである。

(2) 業務の要求水準

- ア 事業者は、【別紙－９】に示す業務水準に則し本業務を実施すること。
- イ 予定数量は【別紙－１５】を原則とし、年間事業実施計画書を定めること。また、局からの指示や通報やその他緊急な対応が必要な場合は、速やかに現地確認を行い、必要な対応を確実に実施するものとする。

4-3-6. 混合廃棄物処分業務

(1) 基本事項

本業務は、事業者が実施する維持管理作業で発生する混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を処分するものである。

(2) 業務の要求水準

- ア 事業者は、【別紙－１０】に示す業務水準に則し本業務を実施すること。
- イ 予定数量は【別紙－１５】を原則とするが、事業者の提案により局と協議し、局が承諾した場合は頻度、手法等を変更することも可能とする。

4-3-7. 汚砂処分業務

(1) 基本事項

本業務は、事業者が維持管理作業する上で処分が必要な汚砂を処分するものである。

(2) 業務の要求水準

- ア 事業者は、【別紙－１１】に示す業務水準に則し本業務を実施すること。
- イ 予定数量は【別紙－１５】を原則とするが、事業者の提案により局と協議し、局が承諾した場合は頻度、手法等を変更することも可能とする。

4-3-8. 汚砂分析業務

(1) 基本事項

本業務は、下水道法第 21 条の 2 第 1 項に従い、公共下水道施設から生じる汚砂に有害物質が含まれていないか確認するため、汚砂の分析を行うものである。

(2) 業務の要求水準

- ア 事業者は、【別紙-1 2】に示す業務水準に則し本業務を実施すること。
- イ 予定数量は【別紙-1 5】を原則とするが、事業者の提案により局と協議し、局が承諾した場合は頻度、手法等を変更することも可能とする。

4-3-9. 計画修繕業務

(1) 基本事項

本業務は、局が管理する公共下水道の機能を正常な状態に保つため、ストックマネジメント計画に示される修繕・改築工事に位置付けられた修繕を参考に、計画的に行うものであり、1 件当たり 500 万円未満（税込）の修繕を対象とする。突発的に発生した修繕に関する要求水準は後述の 5-3-2 に示す。

(2) 対象業務

本業務は、計画修繕を対象とするもので、以下のアからキに掲げるとおりとする。

- ア 公共下水道本管及びマンホールの修理
- イ 取付管、公共ます及び雨水ますの修理、移設又は撤去
- ウ マンホール、公共ます及び雨水ますの蓋等の修理、移設又は撤去
- エ 水路施設等及び水路施設等を保護する施設の修理、移設又は撤去
- オ 水管橋の修理
- カ 前記の工事に付帯する路面復旧等の工事及び作業
- キ 掘削を伴う場合は掘削申請書類の作成を含む

(3) 業務の要求水準

- ア 事業者は、【別紙-1 3】に示す業務水準に則し本業務を実施すること。
- イ 事業者は、事業者が作成し局が申請するストックマネジメント計画に準じて管路施設の修繕を実施すること。
- ウ 業務計画の策定
計画修繕業務について、ストックマネジメント計画等を参考に、年間事業実施計画書を定めること。

第5章 住民対応等業務の要求水準

5-1. 基本事項

住民対応等業務は、管路施設に起因する市民生活への影響及び二次被害を最小限にするため、住民等からの苦情・要望等に対し、局又は局から受託されている事業者からの連絡※を受け、速やかに現地へ急行し現地対応・修繕対応等を行うこと。また、本要求水準書の業務範囲で対応が困難な場合は、対応案を作成し、局に報告すること。

事業者は、業務を実施するに当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。

事業者は、住民通報等に基づく現地確認において、道路陥没、管路閉塞、溢水、路面沈下、空洞化が疑われる兆候その他重大事故につながるおそれのある異常を把握した場合は、速やかに局へ報告するとともに、必要に応じて追加調査、応急措置又は計画修繕等の必要性について意見を付して提出するものとする。

※局は、受付業務（下水道の閉塞通報に対する問い合わせ対応及び受付等、下水道に関する問い合わせ対応及び受付等）、現場確認業務（下水道管路施設の状況確認及び対応等、道路陥没等の二次的災害の防止対応等）を「横須賀市管路維持管理業務委託」として別途発注している。事業者は、「横須賀市管路維持管理業務委託」からの引継情報に基づき、業務を実施する。

5-2. 対象業務

事業期間を通じて、局が事業者へ委託する業務は以下のとおりとする。

- (1) 現地調査・軽微な保守等の現場対応業務
- (2) 現場作業・修繕等の対応業務
- (3) 他工事立会業務
- (4) 自費施行・行為許可・排水協議への対応業務
- (5) 公共下水道一時使用届の審査・受理の対応
- (6) 国要請の調査書等作成支援業務

各業務の実施数量見込みは【別紙－15】に示す。

5-3. 業務の要求水準

事業者は、表 5-1 に示す業務指標（目標項目）例を参考に、事業期間中（事業開始から2～3年後）に局と協議のうえ、目標項目及び目標基準値を設定し、セルフモニタリングによって達成状況を確認するものとする。

また、事業期間中に事業者又は局の提案により、初期設定に対してより適切な目標項目及び目標基準値が必要と判断された場合は、事業者と局で協議し、見直しを検討するものとする。

表 5-1 住民対応に関する業務指標（PI）例

業務指標（PI）	備考
住民対応において初動までの駆付け時間	
住民対応において解決するまでの見込み時間	

事業者は、事業期間中に常時、電話等による連絡が取れる体制を確保するものとし、必要に応じて局と事業者との連絡システムの構築等、効率的な連携手段が取れるよう改善を行う。

事業期間において、以下に示す業務水準を確保するものとする。

5-3-1. 現地調査・軽微な保守等の現場対応業務

(1) 基本事項

事業者は、局又は局から受託されている事業者からの連絡を受けて、現地調査や軽微な保守等に応じた現場対応を行う。

現場対応者は、局又は局から受託されている事業者からの連絡を受けた後、概ね1時間程度以内に現地確認を行い、原因を調査する。原因の調査に当たっては、必要に応じて安全の確保を行う。

(2) 業務の要求水準

想定される対応業務及び業務水準を以下に示す。

ア 現地調査

- ・道路陥没付近の公共下水道管路施設調査（道路維持課・水道管路課及び下水道管渠課からの依頼）
- ・第三者起因等による破損状況の確認

イ 情報連絡

現地調査において、管渠の詰まりや溢水等の調査結果について、現場対応が困難な場合は、速やかに所要の対応方針を局へ報告する。また、所要の対応に関しては、原因や対応方針を住民に説明する。

ウ 施設の軽微な保守作業

軽微な保守作業とは、専門的な工事や新たな物品調達を伴わず、現地において短時間で対応可能な、簡易的な清掃・点検・調整・設置作業等を指す。

- ・簡易な清掃
- ・簡易な押し込みカメラ・目視等の点検
- ・簡易な調整
- ・防臭リング設置
- ・蚊、ゴキブリ駆除（隙間穴埋め、防虫剤設置等） 等

エ 業務報告

現地調査及び軽微な保守等については、月間業務報告書に対応件数を種類ごとに分類し、内容や対応時間等を報告する。また、対応件数等の集計は、局内の議会対応にも活用されることを想定しているため、局が提示する集計様式に基づき資料を作成すること。

5-3-2. 現場作業・修繕等の対応業務

(1) 基本事項

事業者は、局又は局から受託されている事業者からの連絡を受けて、5-3-1に基づく初動の現場対応では解決が困難な事象に対し、修繕作業、工事、物品調達、関係者との調整等を行い、対応範囲及び対応内容を整理した上で現場対応を行う。

(2) 業務の要求水準

想定される対応業務及び業務水準を以下に示す。

ア 詰まり処理

詰まりの原因を特定し、清掃・補修等により適切に対応すること。

- ・局又は局から受託されている事業者から連絡を受け（巡視・点検等現場調査時に発見したもの等も含む）、緊急対応報告の記録整理
- ・原因についての調査・記録及び官民処理の見極め整理、局への報告
- ・現場における住民への説明（原因、処理内容等）
- ・道路管理者及び交通管理者との協議内容の報告
- ・水路へ油流出時の対応（吸油マット設置）
- ・高圧洗浄車等を用いた緊急的な詰まり処理及び復旧作業を実施し、発生した汚泥等についての処分

イ 小修繕

小修繕とは、緊急性が低い、かつ比較的規模の小さい修繕対応を指す。

- ・現地確認、原因調査に基づく、緊急度等を基に破損箇所の修繕
- ・実施手法（概算費用含む）や時期については、局に報告のうえ決定・実施
- ・現場における住民への説明（原因、処理内容等）
- ・大規模修繕等と判断される場合は、別途、局と協議
- ・交通管理者との協議内容の報告
- ・TV カメラ、押込式カメラ、目視等によって修繕が必要な箇所を確認し、最適な工法によって修繕処置及び復旧作業の実施・報告
- ・修繕に用いる各種材料は、事業者が調達

ウ 突発修繕

突発修繕とは、突発的に管路の破損及び陥没等が生じた場合、利用や安全の確保のため、早急な対応を要する修繕を指す。

1 件当たり 500 万円未満（税込）の修繕を対象とする。

- ・公共下水道本管及びマンホールの修理
- ・取付管、公共ます及び雨水ますの修理、移設又は撤去
- ・マンホール、公共ます及び雨水ますの蓋等の修理、移設又は撤去
- ・水路施設等及び水路施設等を保護する施設の修理、移設又は撤去
- ・水管橋の修理
- ・前記の工事に付帯する路面復旧等の工事及び作業
- ・突発修繕の要求水準は【別紙－14】に定める

- ・突発修繕の想定数量は【別紙－１５】に示す

エ 書類作成・データ処理

- ・掘削・占用を伴う場合は、建設部道路維持課等に提出に必要な掘削・占用申請に係る書類を作成し、建設部道路維持課等に提出する。
- ・修繕等完了後の竣工書類の作成
- ・現場状況が下水道台帳と異なっていた場合は、台帳への反映用資料の作成・提出

オ 業務報告

業務対応完了後は、３日以内に対応状況の記録を作業日報として作成し、提出すること。また、月間業務報告書にて、件数、内容等を局に報告する。

5-3-3. 他工事立会業務

(1) 基本事項

事業者は、局又は局から受託されている事業者からの連絡を受け※、道路、水道、電気、ガス等の他事業者の工事等に係る事前協議を行い、必要に応じて試掘等の立会を行う。

事業者は、常に局又は局から受託されている事業者からの事前協議・立会等の指示を受けられる体制を整えること。

※立会を行う前の他事業者からの協議書の受領及び下水道台帳ベースでの回答も本業務の対象とする。ただし、他事業者よりマンホール構造図や関連資料の提供要望を受け事業者が用意できない場合には、局に確認のうえ回答する。

(2) 業務の要求水準

想定される対応業務及び業務水準を以下に示す。

ア 事前準備と協議

- ・局が下水道施設の事前確認や他工事事業者との協議が必要と判断した場合、事業者に対して事前確認及び事前協議の指示
- ・事業者は、他工事予定箇所図を作成し、局が確認した上で、他工事事業者と事前に協議の実施
- ・事業者は、必要に応じて下水道施設の事前確認を行い、鏡やカメラを使用して管路内の異常の有無を確認する。その確認結果の記録
- ・事業者は、協議時に『協議書、協議済み証、及び台帳』は必要であるため、事前に準備すること。
- ・協議後、局に報告し確認を経て、他工事事業者へ提示

イ 立会

- ・他工事の工事現場の立会の実施
- ・他工事に伴い下水道施設の破損や補修が必要な箇所が発見された場合は、現地確認の上、補修の必要性を確認・判断し、局へ報告。
- ・局より補修するよう依頼があった場合、突発修繕として対応する。
- ・ただし、第三者起因の下水道施設の破損の場合は、他工事施工事業者に費用支払いの確約をとった上で修繕を実施する。

・他工事事業者には修繕させざるを得ない場合は、局の指示に従い、施工時の立会、指導を行うこと。

ウ 報告

業務対応完了後は、3日以内に対応状況の記録を作業日報として作成し、提出すること。また、月間業務報告書にて、件数、内容等を局に報告する。

5-3-4. 自費施行・行為許可・排水協議への対応

事業者は、局からの連絡を受けて、既設構造物への排水接続（開発・宅造以外（本管新設以外のもの））に係る自費施行・行為許可・排水協議に関して、下水道施設に係る工事を伴う場合、現場作業等の対応を行う。

業務水準を以下に示す。

(1) 申請者との協議・検討等の対応

- ア 自費施行・行為許可の施工内容・施工範囲の把握
- イ 申請者との協議・検討等の対応
- ウ 局との調整
- エ 現場指示・確認

(2) 業務報告

自費施行・行為許可・排水協議の対応報告

5-3-5. 公共下水道一時使用届の審査・受理の対応

- (1) 建築現場等における水質管理がなされた雨水又は湧水の溜まり水を公共下水道一時使用として受け入れる。
- (2) 事業者は、公共下水道一時使用届、公共下水道一時完了届が提出された際、内容の審査、受理の手続きを行う。
- (3) 月間業務報告にて、件数、内容等を局へ報告すること。
- (4) 完了届を受理した後、局に対して使用量の報告を行う。

5-3-6. 国要請の調査書等作成支援業務

事業者は、局からの連絡を受け、国からの要請に基づく調査書（陥没起因事故等の件数、原因、大きさ、取付管の種類等）等の作成を支援する。

第6章 災害対応業務の要求水準

6-1. 基本事項

大雨警報が発令された場合等には、被害を最小限に抑制できるよう、局と連携し緊急時の対応ができる体制を構築し、適切な対応を行うものとする。

事業者は、大雨時における下水道管路施設の機能確保、市民生活への影響及び二次被害の防止を図るため、事前準備、初動対応、現地確認、応急措置、連絡・報告及び記録を適切に実施できる体制を構築するものとする。

6-2. 業務の要求水準

6-2-1. 大雨時対応マニュアルの作成

事業者は、大雨時の対応を定めた大雨時対応マニュアルを作成し、逐次改定を行うものとする。

大雨時対応マニュアルには、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) **発動基準** 大雨警報、洪水警報、台風接近、局からの連絡、市民等からの通報、管路施設の異常その他大雨時対応を開始する基準
- (2) **実施体制** 責任者、連絡担当者、現地対応班、待機体制、夜間・休日の対応体制及び協力企業との連携体制
- (3) **情報収集** 気象情報、降雨情報、浸水・冠水情報、管路施設の状況、市民等からの通報その他大雨時対応に必要な情報の収集方法
- (4) **初動対応** 出動判断、現地確認、安全確保、二次災害防止措置及び応急措置の手順、「大雨等による施設の使用停止マニュアル」に従った公共下水道施設の使用停止、定期巡回等通常業務の停止
- (5) **現地対応** 現地確認、危険箇所の安全確保、応急措置、必要資機材の手配、交通安全対策及び対応完了後の報告、局から施設使用の再開の指示があった場合は「大雨等による施設の使用停止マニュアル」に従い公共下水道施設の使用再開
- (6) **連絡・報告** 局、関係機関、協力企業、市民等との連絡方法、報告内容、報告時期及び記録方法
- (7) **資機材等** 大雨時対応に必要な資機材・車両、保管場所、調達方法及び点検方法
- (8) **訓練** 大雨時対応マニュアルに従った訓練の実施方針
- (9) **大雨時対応マニュアルの見直し** 訓練、対応実績、局との協議及び体制変更等を踏まえた大雨時対応マニュアルの見直し方針

事業者は、大雨時対応マニュアルの作成及び改定に当たっては、局と協議を行い、局が有する大雨時対応に関する知見、マニュアル、過去の対応実績、関係機関との連絡体制及び重点確認箇所等を踏まえ、実効性のある内容とするものとする。

事業者は、事業開始前までに大雨時対応マニュアルを局に提出し、局と協議の上、局の承諾を得るものとする。

6-2-2. 大雨時の体制確保及び事前準備

事業者は、大雨の発生が予想される場合、気象情報、降雨情報、浸水・冠水情報、市民等からの通報状況等を確認し、大雨時対応マニュアルに従い体制を確保するものとする。

事業者は、必要に応じて、重点確認箇所の確認、資機材・車両の確認、協力企業との連絡体制の確認、その他大雨時対応に必要な事前準備を行うものとする。

6-2-3. 大雨時の対応

事業者は、大雨時対応マニュアルに従い大雨時の対応を行う。

第7章 計画作成業務の要求水準

7-1. 基本事項

計画作成業務の要求水準は、計画作成業務を実施する上で事業者が満たすべき最低限の要件であり、局と事業者の合意によりその効力を得るものである。また、具体的内容・手法等は事業者の提案によるものとする。

事業者が作成するストックマネジメント実施方針、ストックマネジメント計画その他更新又は改築に係る計画案は、局が更新施策の実施可否、優先順位及び事業化の判断を行うための支援資料とする。

事業者は、計画案の作成に当たり、点検・調査結果、清掃履歴、事故・不具合履歴、住民通報履歴、管路施設データその他必要な情報を総合的に勘案し、その判断根拠を明らかにしなければならない。

更新工事、追加調査その他対応の実施可否及び優先順位の最終判断は、局が行うものとする。

(1) 国交付金交付要領

計画策定が国の交付金交付対象となる場合、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

(2) 会計実地検査等

必要に応じて、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

7-2. 対象業務

事業期間を通じて局が事業者へ委託する業務は、表 7-1 に示す業務とする。

表 7-1 計画作成対象業務

業務名		実施予定時期	計画期間
1	ストックマネジメント計画（令和 10～14 年度） 変更業務	令和 12～13 年度	令和 10～14 年度
2	ストックマネジメント計画（令和 15～19 年度） 策定業務（実施方針、修繕・改築計画）	令和 13～14 年度	令和 15～19 年度
3	ストックマネジメント計画（令和 20～24 年度） 策定業務（実施方針、修繕・改築計画） ※修繕・改築計画は令和 20～29 年度	令和 18～19 年度	令和 20～29 年度

7-2-1. スtockマネジメント計画（令和10～14年度）変更業務

（1）業務概要

ア 業務の目的

本業務は、横須賀市公共下水道事業の対象施設について、令和9年度に局が策定した修繕・改築計画（令和10～14年度）の見直しを行い、Stockマネジメント計画の申請支援を行うことを目的とする。

なお、委託箇所、対象施設及び設計条件は公募時点での想定であり業務実施段階において局との協議により決定する。

イ 業務対象

- ① 対象事業：公共下水道事業
- ② 委託箇所（予定）：第7地区（平作、田浦）、第8地区（浦賀）、第9地区（長沢・津久井、長坂、野比）、第10地区（武山、長井、大楠）
- ③ 計画期間：令和10～14年度の5年間
- ④ 設計条件：【別紙－16】に示すとおりとする。
- ⑤ 対象施設：【別紙－16】に示すとおりとする。

※令和9年度策定予定のStockマネジメント実施方針に準じ、変更する場合があるため、局との協議に応じること

（2）業務内容

業務内容は、【別紙－16】に定める。

7-2-2. Stockマネジメント計画（令和15～19年度）策定業務(実施方針、修繕・改築計画)

（1）業務概要

ア 業務の目的

本業務は、横須賀市公共下水道事業の対象施設について、局が令和9年度に策定予定のStockマネジメント実施方針の見直しを行うとともに、過年度に実施した点検・調査及び修繕・改築結果を反映した点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定することを目的とする。

また、Stockマネジメント計画（令和15～19年度）の申請支援を行う。

なお、委託箇所、対象施設及び設計条件は公募時点での想定であり業務実施段階において局との協議により決定する。

イ 業務対象

- ① 対象事業：公共下水道事業
- ② 委託箇所（予定）：
【実施方針】横須賀市全域
【点検・調査計画、修繕・改築計画】第1地区（上町）、第2地区（下町第3）、第3地区（下町第2、根岸、久里浜第3）

- ③ 計画期間：令和 15～19 年度の 5 年間とする。
- ④ 設計条件：【別紙－ 1 6】に示すとおりとする。
- ⑤ 対象施設：【別紙－ 1 6】に示すとおりとする。

※令和 9 年度策定予定のストックマネジメント実施方針に準じ、変更する場合があるため、局との協議に応じること

(2) 業務内容

業務内容は【別紙－ 1 6】に定める。

7-2-3. スtockマネジメント計画（令和 20～24 年度）策定業務(実施方針、修繕・改築計画)

(1) 業務概要

ア 業務の目的

本業務は、横須賀市公共下水道事業の対象施設について、必要に応じてストックマネジメント実施方針の見直しを行うとともに、過年度に実施した点検・調査及び修繕・改築結果を反映した点検・調査計画（令和 20～29 年度）及び修繕・改築計画（令和 20～29 年度）を策定することを目的とする。

また、ストックマネジメント計画（令和 20～24 年度）の申請支援を行う。

なお、委託箇所、対象施設及び設計条件は公募時点での想定であり業務実施段階において局との協議により決定する。

イ 業務対象

- ① 対象事業：公共下水道事業
- ② 委託箇所（予定）：第 4 地区（久里浜第 2、逸見汐入、吉倉地区）、第 5 地区（森崎、久里浜第 1）、第 6 地区（追浜）、第 7 地区（平作、田浦）、第 8 地区（浦賀）、第 9 地区（長沢・津久井、長坂、野比）、第 10 地区（武山、長井、大楠）
- ③ 計画期間：点検・調査計画と修繕・改築計画は令和 20～29 年度の 10 年間とする。
- ④ 設計条件：【別紙－ 1 6】に示すとおりとする。
- ⑤ 対象施設：【別紙－ 1 6】に示すとおりとする。

※令和 9 年度策定予定のストックマネジメント実施方針に準じ、変更する場合があるため、局との協議に応じること

(2) 業務内容

業務内容は【別紙－ 1 6】に定める。

7-2-4. 補足事項

(1) その他特記事項

- ① スtockマネジメント計画（令和 20～24 年度）は令和 19 年度中に承認が得られるよう実施するものとする。
- ② 過年度に実施した日常・定期点検結果や改築実施設計内容、修繕・改築工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 横須賀市上下水道耐震化計画の内容と施設の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。
- ④ スtockマネジメント計画で予定していた施設の対策（更新／長寿命化）が何らかの理由で実施されなかった場合、当該施設を本業務の対象施設として再検討（実施できなかった原因を明確にし、対策検討等）するものとする。
- ⑤ 次期ウォーターPPP 業務委託の参考とするため、令和 20 年度から令和 29 年度までの 10 年間に係る次期 10 箇年修繕・改築計画書を作成すること。

第8章 附帯事業及び任意事業の要求水準

8-1. 附帯事業

附帯事業とは、現状に捉われない新たな取り組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

局が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。

局は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

附帯事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

- (1) 基本的事項
- (2) 事業計画に関する事項

8-2. 任意事業

任意事業とは、本件施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

局が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は、任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に局の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本件施設を活用する場合は、一部有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

任意事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

- (1) 基本的事項
- (2) 事業計画に関する事項

第9章 引継期間の要求水準（ペナルティの対象外）

9-1. 基本事項

事業開始前の引継期間の具体的内容・手法等は事業者の提案によるものを原則とするが、一部局からの提案も検討している。なお、引継期間において、事業者が実施する内容・方法等に不備又は未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、本契約上で事業者が負うべき責任を免れることはできない。

9-2. 基本実施計画の策定

9-2-1. 局及び事業者の役割

引継期間における業務引継等は、事業者が主体的に実施するものとし、局又は局の指定する者は、事業者の要求する本件施設の習熟に必要な本件施設の情報等の提供、教育訓練等への協力（指導を含む）及び支援を行うものとする。

9-2-2. 業務引継準備

- (1) 事業者は、契約締結日の翌日から業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。
- (2) 事業者は、本件施設の習熟に必要とする情報及び教育訓練等に係る指導を必要とする事項、その他引継期間に実施する事項等の基本事項をまとめた基本実施計画を作成し、速やかに局に提出するものとする。
- (3) 局及び事業者は、事業者が提出した基本実施計画について、速やかに検討・協議の上、基本実施計画を決定し、この計画に基づいて、局又は局の指定する者及び事業者は、本件施設の情報等の把握及び教育訓練等の実施又は協力（指導を含む）又は支援を行うものとする。
- (4) 基本実施計画に変更があるときは、変更当事者が速やかに、相手方に通知するものとする。

9-3. 実施内容

引継期間の主目的は、事業者の本件施設に関する習熟とする。事業者は、引継期間において本事業の実施に関し、必要な本件施設の情報等の把握及び教育訓練等を行うものとし、局又は局の指定する者は協力（指導を含む）及び支援するものとする。

9-3-1. 本件施設の維持管理の引継業務

- (1) 下水道台帳に基づき、現地等による本件施設の位置等の把握
- (2) 過去の通報内容や頻度、整備状況、異常時の対応措置等の把握
- (3) 下水管路系統図等による下水処理区域の特性についての把握

- (4) 住民対応・事故対応業務において、交渉又は係争中である事案の内容
- (5) データベース等保管情報の運用方法
- (6) その他、局又は事業者が必要とする事項

9-3-2. 本事業の業務遂行の準備

- (1) 第 I 期 5 箇年事業実施計画書
- (2) 事業開始年度における年間事業実施計画書の策定
- (3) 緊急時対応計画書の策定
- (4) 業務報告に関する書式の作成
- (5) 大雨時対応マニュアルの作成
- (6) その他局又は事業者が本事業実施上で必要とする事項

9-3-3. その他

引継期間はペナルティ対象外

9-4. 実施体制

引継期間における実施体制は、以下を適用する。

9-4-1. 局の体制

- (1) 業務実施体制

局の体制は、現行体制を維持するものとする。

- (2) 教育指導体制

教育指導は、引継期間（契約締結日の翌日から令和 10 年 4 月 1 日午前 0 時 00 分まで）において、局又は局が指定する者が実施するものとする。

9-4-2. 事業者の体制

- (1) 業務実施体制

事業者は、提案した勤務体制等、基本実施計画に基づいた業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。

- (2) 教育訓練体制

事業者は、引継期間中に 9-3-1 に記載の事項、その他必要な事項について習得し、引継期間終了日から本事業を履行できるよう教育訓練体制等を準備するものとする。

9-5. 引継期間の完了

9-5-1. 引継の完了

引継期間終了日をもって完了とする。

第10章 業務報告書類に関する事項

10-1. 月間業務報告書

事業者は、本要求水準書【別紙-17】に定める内容に基づき、月間業務報告書を作成し、データ形式又は書類により局に提出するものとする。

月間業務報告書は、翌月10日までに提出するものとする。

10-2. 年間業務報告書

事業者は、本要求水準書【別紙-17】に定める内容に基づき、年間業務報告書を作成し、データ形式又は書類により局に提出するものとする。

年間業務報告書は、当該年度終了後翌月10日までに提出するものとする。

10-3. 業務報告書の改善等

事業者は、月間業務報告書及び年間業務報告書の内容等について、必要があるときは局の意見を聞いて、その内容等を改善するものとする。

局は、必要に応じて報告書の記載事項、様式、記載内容、項目の追加又は変更を指示することができる。

10-4. 報告書の構成等

事業者は、月間業務報告書及び年間業務報告書において報告する内容を踏まえ、事業実施計画書に月間業務報告書及び年間業務報告書の構成等を添付するものとし、局と事業者は、これを基に協議し、それぞれの記載事項を含め様式及び構成等を定めるものとする。

月間業務報告書及び年間業務報告書には、重大な異常、事故又は事故発生のおそれを把握した場合の報告内容、局への報告日時、局の指示又は協議結果、追加調査又は応急措置の提案内容及び対応状況を含めるものとする。

局は、提出物に不備がある場合、事業者に対し、理由を付して差戻し又は再提出を指示することができる。

第11章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置

11-1. 基本事項

事業者は、モニタリング基本計画書に基づき、セルフモニタリング実施計画書を作成し、契約書の定めるところにより決められた期日までに局に提出し承認を得ること。

局は、モニタリング基本計画書及び事業者から提出されたセルフモニタリング実施計画書に基づき、モニタリング実施計画書を作成し、事業者に提示する。

事業者は、セルフモニタリング実施計画書に基づきセルフモニタリングを行うものとし、局は、モニタリング実施計画書に基づいて本事業のモニタリングを実施するものとする。

11-2. 業務の要求水準

11-2-1. セルフモニタリング

事業者は、事業期間中を通じて、セルフモニタリング実施計画書に従い、以下に掲げる事項等についてセルフモニタリングを実施し、結果について報告書を局に提出するものとする。

- (1) 法令、事業契約及び要求水準等によって実施が義務付けられている事項に関する業務の実施状況の確認
- (2) 自らが提案書において提案した事項に関する実施状況の確認

11-2-2. 対象業務のモニタリング

事業者は計画作成業務、維持管理業務及び管理・調整業務等については、モニタリング実施計画書に基づき、以下のモニタリングを実施するものとする。

- (1) 月間の業務実施状況の確認
 - ・年間事業実施計画書と月間業務報告書との照合及び確認
- (2) 年間の業務実施状況の確認
 - ・年間事業実施計画書と年間業務報告書との照合及び確認

11-3. 要求水準の未達時の措置

モニタリング等により要求水準未達が判明した場合、モニタリング基本計画書に規定する手続きに従い、必要となる措置を行うものとする。

11-4. 中間総合評価

第I期事業期間終了時において、局及び事業者が立会の下、以下の内容について中間総合評価を行う。

11-4-1. 重大な契約違反等の確認

- (1) 局は、事業者が第Ⅰ期事業期間を通じて、次に示す各事項のいずれにも該当しないことを確認するものとする。
- ア 事業者が、局に提出している各種報告書に重大な虚偽の記載がないこと。
 - イ 事業者の責めにより、第三者に損害を与えるような重大な契約不適合がないこと。
 - ウ 事業者の責めにより、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えていないこと。
 - エ 事業者の役員等（事業者の役員若しくはその支店及び営業所を代表する者）又は使用人（事業者の使用人で役員等以外の者）が局の職員又は他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑による逮捕や公訴を提起されていないこと。
 - オ 重大な法令違反、再委託先への支払い代金の全部の不払い等、不正又は不誠実な行為がないこと。
 - カ 前アからオのほか、「横須賀市指名停止等措置規則別表第1、別表第2及び別表第3」に該当していないこと。
- (2) 前(1)の確認の結果、前(1)アからカのいずれかに該当することが確認されたときは、契約書の定めるところにより事業契約を変更・解除できるものとし、次項11-4-2の確認は行わないものとする。

11-4-2. 重要な要求水準の達成状況の確認

- (1) 局は、本事業において事業者が保証すべき要求水準達成状況、事業者提案事項の実施状況等、要求事項の達成状況について確認するものとする。
- (2) (1)の確認を受けるため、事業者は、要求事項の達成率を事業年度ごとに整理し、当該年間業務報告書に添付するものとする。なお、令和14年度については、中間総合評価を実施する日が含まれる月の前月度までの達成状況を整理し、中間総合評価を実施する日の10日前までに局に報告するものとする。
- (3) (1)の確認の結果、第Ⅰ期事業期間を通じた達成率の低い項目が多い等評価が著しく低く、又は目的の達成が極めて難しいことが明らかなきは、契約書の定めるところにより事業契約を変更・解除できるものとする。

11-4-3. 中間総合評価の対象事項の追加

前11-4-1、11-4-2に示す確認事項は最低限の事項であり、局は必要に応じて中間総合評価の対象事項を追加することができるものとする。この場合、評価対象とする事項、評価内容・方法等については、事業者と協議して定めるものとする。

11-4-4. 資料、データ作成

- (1) 前11-4-1～11-4-3における確認内容及び評価結果の概要版の作成

(2) 事業改善案の整理

今後の事業に向けて、より効率的に事業を実施するために有効と思われる、業務内容の改善案及び対象事業・業務の改善案等を整理する。

(3) 本事業の実施により、従前事業から効率化された事項について整理する。

(4) 本事業において地域貢献に寄与した内容について整理する。

(5) その他、局との協議により必要な資料、データの整理を行う。

第12章 契約終了時の措置

12-1. 業務引継書の作成等

- (1) 事業者は、事業開始後 6 箇月以内に、本件施設の維持管理方法や留意事項等を記載した引継書（以下「業務引継書」という。）を作成し、契約が終了するまで、事業者において保管するものとする。事業者は、業務引継書を作成したときは、速やかに局に通知するものとする。
- (2) 局は、事業期間において、いつでも本件施設において業務引継書を閲覧し、又は事業者に対してその内容について説明を求めることができるものとする。
- (3) 事業者は、業務引継書が最新となるよう必要に応じて、業務引継書の内容を変更するものとし、当該内容を変更したときは、局に対して、速やかに変更した旨を通知するものとする。

12-2. 業務引継書の内容

事業者は、業務引継書に、次の事項を含むものとするが、本件施設の維持管理、点検上の留意点等、局又は局の指定する者が確実に把握できる内容とする。なお、事業者は、事業期間を通じて、業務引継書の改訂に努めるものとする。

- (1) 維持管理上留意すべき事項
- (2) 災害・事故時等の対応
- (3) その他留意事項

局は、必要と認めたときは、業務引継書の内容等の追加、変更について、事業者に要請することができるものとする。

12-3. 文書の公開

局は、局の業務を行う上で必要が生じたときは、業務引継書の全部又は一部を公開することができるものとする。

この場合、局は事前に、業務引継書の全部又は一部を公開することについて、事業者の意見を聞くものとする。

12-4. 業務引継期間等

12-4-1. 事業期間満了に伴う業務引継

事業期間満了に伴い契約が終了するときは、事業者は、局の指示に基づいて、事業期間の終了日までに局又は局の指定する者に業務引継を行うものとし、その期間は、令和 20 年 1 月 4 日から令和 20 年 3 月 31 日の間を原則とする。

12-4-2. 契約解除に伴う業務引継

契約解除に伴い契約が終了するときは、当該契約解除事由を踏まえ、業務引継の時期及び費用負担その他必要事項については、局及び事業者が、協議の上で定めるものとする。

12-5. 事業者が設置した設備等の譲渡

12-5-1. 契約解除に伴う清算方法

契約書の定めるところにより、事業者が設置した設備等の譲渡を局が要求した場合について、当該譲渡する設備等を無償譲渡とする。

【別紙－１】 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、下表のとおりとする。

表1 用語の定義

用語	定義
ウォーターPPP	「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」を併せた総称。
レベル 3.5	レベル 3.5（管理・更新一体マネジメント方式）は、維持管理と更新計画を一体化し経営の持続性を高める手法。①原則 10 年の長期契約、②性能発注、③管理・更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの 4 要件で構成。
第Ⅰ期	事業期間のうち、令和 10 年度～令和 14 年度までをいう。
第Ⅱ期	事業期間のうち、令和 15 年度～令和 19 年度までをいう。
仕様発注	発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって発注する方式。
性能発注	発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。
計画的維持管理	予防保全の観点から下水道事業で想定されるリスクを評価した上で、明確な管理目標を定め、保守点検、調査等により施設の状態を客観的に把握、評価するとともに、中長期的な状態を予測しながら計画的かつ効率的に施設を管理するための取組みであり、PDCA サイクルを通じて実践される維持管理をいう。
点検	マンホールの蓋を開けた上で、基本的に目視・押し込みカメラ等で管路施設の状況を把握するとともに、異常箇所を早期に発見することを目的として実施する業務をいう。
調査	施設の状況を詳細に把握することを目的として実施する業務。
巡視	マンホールの蓋は開けずに、管路施設が埋設された地表面の状況、マンホールの蓋の状況等管路施設の地上部を観察する業務をいう。
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
修繕	対象施設の一部の補修又は取替えを行うこと。
成果品	要求水準書に基づいて事業者が提出すべき提出図書の総称をいう。
構成企業	応募グループを構成する企業。構成企業は、必ず JV を構成する。
特定法令	本事業に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等。下水道法等。

特定条例	本事業に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした条例。
地元企業	横須賀市内に本店を置く企業
不可抗力	本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、局及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、局又は事業者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生防止手段を合理的に期待できないものをいう。
地域人材	市内在住者

【別紙－２】 業務の履行に必要な技術者等

本業務において配置が必要な者については以下のとおりとする。なお、以下に定めのない資格を有する技術者が業務遂行に必要な場合は、事業者により適切な資格者を配置し業務を実施すること。

また、技術者について専任・常駐は求めず、事業期間途中における交代も可能であるが、要求水準等のサービス水準が確保されるよう適切に配置すること。

業務名	業務分類	配置予定技術者の要件
業務進行管理 セルフモニタ リング 技術継承・啓 発活動等	管理・調 整業務	統括責任者及び副統括責任者（任意）：以下のいずれか ・技術士（総合技術監理部門（下水道）） ・技術士（上下水道部門（下水道）） ・下水道管路管理技士（総合技士） ・一級土木施工管理技士
更新計画案作 成	更新計画 案作成業 務	照査技術者及び管理技術者（兼務不可）：以下のいずれか ・技術士（総合技術監理部門（下水道）） ・技術士（上下水道部門（下水道））

※統括責任者（副統括責任者を選任する場合は副統括責任者も含む）は局との調整・協議、各種業務の管理・報告、セルフモニタリング、関係機関との調整・協議を円滑に実施する能力を有する者を選任すること。

※すべての対象業務において、下水道及び下水道管路施設に関する基礎的な知識並びに調査業務における専門的な技術及び技能を有し、成果内容について適切に報告を行う能力を備えた者を配置すること。

※関係法令に基づき、必要とされる資格及び要件を満たした者を適切に配置すること。

【別紙－3】 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 事業者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 事業者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 事業者は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 事業者は、局の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を事業者の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 事業者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 事業者は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 事業者は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 事業者は、局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 事業者は、あらかじめ局の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために局から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 事業者は、この契約による事務を処理するために局から貸与され、又は事業者が

収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに局に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、局が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 事業者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 事業者は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を局に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 事業者は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に事業者が同意することで利用可能となり、契約等により事業者から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を局に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 事業者は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、局から指示のある場合、局の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 事業者は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により局の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 事業者は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を局に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他局が必要と認める事項

3 事業者は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受

託者」という。)に取り扱わせる場合には、事業者と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 事業者は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 事業者は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、局の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 事業者は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 局は、個人情報を保護するために必要な限度において、事業者(再受託者を含む。)に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者(再受託者を含む。)の事務所に立ち入ることができる。

2 事業者(再受託者を含む。)は、局から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 事業者(再受託者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故(以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに局に報告し、局の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 事業者(再受託者を含む。)は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、局と協力して必要な措置を講じ、かつ、局の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 局は、事業者(再受託者を含む。)が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 事業者(再受託者を含む。)は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより局が損害を被った場合には、局の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 事業者は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、局と協議し、その指示に従わなければならない。

【別紙－４】 公共下水道管路施設巡視・点検業務

1 目的

横須賀市公共下水道供用開始区域内において、局が指定する管路施設の状態を把握し、異常の有無を確認して適切な処置を講じ、当該施設の機能を正常な状態に保つため巡視、点検、清掃及び廃棄物の運搬を行うものである。

また、清掃及び廃棄物の運搬に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を有していること。

2 委託項目

- (1) 管路施設の巡視業務
- (2) 管路施設の点検業務
- (3) 交通誘導警備業務

3 業務内容

(1) 作業工程表の提出

事業者は、事前に作業工程表を局に提出し、承諾を得ること。

(2) 公共下水道管路施設巡視・点検業務

ア 巡視時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時とする。

イ 市内公共下水道施設の巡視・点検を行う業務。

特に雨水吐マンホール、重点箇所、雨水放流渠、雨水調整池、遊歩道広場を定期的に巡視を行う。

ウ 水管橋（橋梁部）の点検は局が実施するため本業務の対象外とする。

(3) 交通誘導警備業務

現場条件に応じて、交通誘導を行う業務。

4 実施要領

業務の詳細については別紙「実施要領」による。

5 報告書類

巡視・点検業務の実績については、月間業務報告書に以下を記載し報告すること。

- (1) 提出成果品
 - ア 日報
 - イ 集計表

公共下水道管路施設巡視・点検業務については、巡視日ごとの巡視箇所、清掃箇所の一覧表を作成すること。また、緊急巡視業務については、巡視日時、業務内容を報告すること。

ウ 点検報告書

エ 巡視・点検記録写真帳

記録写真は作業を行った箇所について、委託名、作業場所、日付が入った黒板とともに、清掃前・清掃中・清掃後（同一箇所から撮影）を一組として作業記録写真帳に整理し提出すること。

写真は、原則としてサービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。また、異常箇所はすべて撮影すること。異常が確認できない場合は、異常がないことが確認できるように撮影すること。

(2) 産業廃棄物の収集運搬

混合廃棄物の収集運搬については、それぞれの運搬に応じたマニフェストB2票とともに報告すること。

(3) 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員を配置した際は、警備日報（写し可）を提出すること。

6 賠償責任及び補償

(1) 事業者は、公共下水道施設に損害を与えた時は、直ちに局に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。

(2) 事業者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

7 機密保持

この業務に関連して業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8 協議

この要求水準に記載されていない事案が生じた場合は、事前に局と協議のうえ承諾を得て施工するものとする。

公共下水道管路施設巡視・点検業務 実施要領

1 目的

巡視・点検は公共下水道管路施設が埋設されている道路の状態・マンホールの蓋の状態、マンホール内部及びマンホールから目視できる範囲の管面や堆積物、下水の流下状況を観察することによって管路施設の状態を把握するとともに、水路、調整池のスクリーン等に引っかけ支障物等を撤去、清掃するものである。

2 公共下水道管路施設巡視・点検業務

- (1) マンホール点検は、マンホール内のインバートの洗堀、不同沈下、側塊や側壁のクラックやズレ、土砂等の堆積及び接続管渠の管口や内部等の状況を確認すること。
- (2) 接続管渠については、鏡やライト、管口カメラ等を使用し、視認できる範囲の状況把握を行うこと。
- (3) 別表1に示す雨水吐マンホールを15日に1度の割合で巡視を行い、点検及びスクリーンの取替え清掃、支障物の撤去を行うこと。
- (4) 別表2に示す重点巡視箇所について、15日に1度の割合で巡視を行い、点検及び清掃を行うこと。併せて移動中や点検箇所周辺の施設についても巡視すること。
- (5) 別表3に示す雨水放流渠について、一月に1度の割合で巡視を行い、点検及び支障物の撤去を行うこと。
- (6) 別表4に示す雨水調整池について、一月に1度の割合で巡視を行い、点検及び支障物の撤去を行うこと。
- (7) 別表5に示す遊歩道広場について、毎週月曜日に巡視を行い、点検及び清掃を行うこと。
- (8) 別表6に示すフラップゲート等について、半年に一度の割合で目視点検を行うこと。
- (9) 別表7に示す逆止弁設置箇所について、一月に一度の割合で巡視を行い、点検及び支障物の撤去を行うこと。
- (10) 局から履行期間中に巡視箇所の追加、削除の指示があった場合は、速やかに対応すること。
- (11) 巡視・点検で異常箇所・破損を発見したときは、速やかに局に一報を入れ、月ごとに「報告書類」で報告すること。
- (12) 大雨の前後においては、異常の発生が予測されるので、重点的に巡視すること。
- (13) 局から「緊急巡視指示」があった場合は、速やかに指示された場所に急行し、現場の状況を把握し、局監督員に報告すること。単なるゴミ等による閉塞など簡単な道具（清掃用ロッド程度）で処理できる場合は、その場で解決すること。
- (14) 局から汚水ます閉塞の「緊急巡視指示」があった場合、つまりの原因の場所を特定し、

- その場所が宅地内の場合は、清掃に係わる費用はお客様負担であることを伝えること。
- (15) 巡視・点検により撤去・収集した産業廃棄物（混合廃棄物）については、指定の処分場まで運搬すること。

3 巡視、点検内容

(1) 管渠

- ア 漏水、破損の有無
- イ 勾配の状況等

(2) マンホール、汚水ます、雨水ます

- ア 蓋の破損、ガタツキ、表面磨耗、腐食、錆の有無
- イ 躯体の破損の有無
- ウ 路面とのすり付け状況
- エ 足掛金具の腐食状況
- オ 管口の状況等

(3) 水路等

- ア 水路躯体、フェンス、門扉の破損の有無
- イ 汚砂等の堆積状況
- ウ スクリーン設置箇所の状況
- エ 不法投棄、不法占用の有無等

(4) 雨水吐マンホール

- ア 管口及びスクリーンの状況
- イ 汚砂等の堆積状況等

(5) 雨水調整池

- ア 流出口のスクリーンの状況
- イ 調整池内の土砂の堆積状況
- ウ 調整地内及び周辺管理用地の雑草の繁茂状況等

(6) 遊歩道・広場

- ア 施設内水路、側溝の状況
- イ 施設の破損の有無
- ウ 雑草の繁茂状況等

(7) その他の施設

- 施設の破損の有無

4 交通誘導警備業務

現場条件に応じて、交通誘導警備員が必要な場合は、配置すること。

雨水吐マンホール巡回点検か所

別表1

追浜、逸見・汐入、下町第1、下町第2、根岸、森崎地区

No	処理区	地区名	排水区名	番号	所在	水路の位置等	スクリーン設置	スクリーン等	
1	追浜	追浜	鷹取	1	鷹取町2-95	鷹取町2-95～追浜本町	H18	3枚	
2				湘南鷹取5-20	湘南鷹取5-20～6-23	H18	4枚		
3			追浜	3	湘南鷹取2-2	湘南鷹取2-2	H18	5枚 H17流量計設置	
4	下町	逸見・汐入	逸見	4	東逸見町4-16	東逸見町4-16～4-42	H12	3枚	
5				汐入町2-5	東京湾	H12	1枚		
6			汐入	6	汐入町3-8	汐入町3-8～2-38	H12	4枚	
7				坂本	7	坂本町2-35	中央幹線	H12	2枚
8			8		坂本町5-10	坂本町5-10～1-27	H12	5枚	
9			下町第1	若松	10	若松町3-20	若松町3-20～日の出町	H12	4枚
10					11	米が浜通2-15	米が浜通2-15～日の出町	H11	4枚
11				三春	12	安浦町2-15	安浦町2-16～3-2	H11	4枚
12		13			安浦町3-19	安浦町3-19～3-4	H11	4枚	
13		14			安浦町3-27	安浦町3-27～3-13	H11	4枚	
14		15			三春町6-31	三春町6-31～1-13	H11	3枚	
15		堀ノ内			16	三春町3-32	三春町3-5～3-13	H2	3枚
16				17	三春町3-11		H2	3枚	
17				18	三春町4-46	三春町3-23～3-13	H2	4枚	
18				19	三春町4-63	三春町4-63～4-5	H2	3枚 H17流量計設置	
19				下町第2	大津	20	大津町3-18-5	三春町3-18-5～大津漁港	H2
20		21				大津町2-7-10	大津町2-7-10～馬堀海岸1-17-3	H2	3枚
21		馬堀			22	馬堀町1-9-3	馬堀町1-9-3～馬堀海岸2-1-1	H2	2枚
22					23	馬堀町2-13-1	馬堀町2-13-1～馬堀海岸2-16-13	H19	5枚
23					24	馬堀町2-12-12	馬堀町2-12-12～馬堀海岸2-16-13	H2	3枚
24			25		馬堀町3-11-1	馬堀町3-11-1～馬堀海岸3-30-18	H2	4枚	
25			58		馬堀町2-13	雨水第1幹線（シールド）	H15	4枚	
26		根岸	根岸第1		44	根岸町5-29-20	根岸町5-29-20～平作川	H17	4枚
27				根岸第2	45	根岸町5-16-4	根岸町5-16-4～3-2枚	H17	3枚
28			46		根岸町2-28	根岸町2-23-28～3-2	H17	3枚	
29		森崎	大矢部	47	大矢部3-3-11	矢部川	H19	4枚	
30				岩戸	48	岩戸2-6-12	岩戸川	H18	5枚

雨水吐マンホール巡回点検か所

別表1

久里浜第1、浦賀地区、平作、上町地区

No	処理区	地区名	排水区名	番号	所在	水路の位置等	スクリーン設置	スクリーン等
31	下町	久里浜第1	池田	49	池田町5-3-29	平作川	H18	4枚
32			舟倉	50	久比里1-11-2	吉井川	H19	3枚
33				51	若宮台23-1	吉井川	H18	3枚
34				52	若宮台28-1	吉井川	H18	3枚
35				長瀬	53	久里浜台2-17	平作川	H18
36		浦賀	浦賀	54	光風台35-14	光風台35-14～浦賀港	H18	4枚
37	上町	平作	池上第2	27	池上4-5-13	平作川	H18	4枚
38		久里浜第1	不入斗	55	不入斗3-77	平作川（雨水第1幹線）	H16	3枚
39			佐野第1	56	佐野町2-6	平作川（雨水第1幹線）	H16	4枚
40				57	佐野町4-51	平作川（雨水第1幹線）	H16	5枚
41				31	衣笠栄町2-64	衣笠栄町2-64～1-43	H17	3枚
42				32	不入斗町2-8-8	不入斗町2-8～2-1	H17	2枚
43				33	不入斗町2-10-2	不入斗町2-10-2～2-1	H18	3枚
44				34	佐野町2-6	宇東川	H17	3枚
45			佐野第2	35	佐野町1-13	佐野町1-5～公郷町2-1	H18	固定式 1枚
46				36	佐野町5-25	宇東川	H19	3枚
47				37	公郷町3-1 1	宇東川	H19	2枚
48		38		佐野町5-1 7	宇東川	H19	2枚	
49		39		公郷町3-10	宇東川	H19	2枚	
50		40		佐野町3-54	宇東川	H17	4枚	
51		公郷第1		41	公郷町3-119-7	公郷町3-119-7～1-45	H17	3枚
52		公郷第2		42	公郷町5-6	公郷町5-102-5～根岸町4-15	H17	5枚
53			43	三春町5-81		H19	2枚	
54		衣笠	29	衣笠栄町3-22	衣笠栄町3-22～平作1-6-1	H17	4枚	
55			30	衣笠栄町3-59	衣笠栄町3-59～3-54	H18	4枚	

重点巡回点検箇所

別表2

No	管理番号	排水区名	所 在	種 別	詳 細
1	1	追 浜	追浜本町1-14～93	雨水ます数か所	
2	3		追浜町2-16	水路・スクリーン	
3	4		追浜町2-64	グレーチング	
4	5		浜見台2-8-8	グレーチング	
5	6	船 越	船越町4-7	スクリーン	
6	10	吉 倉	吉倉町2-48	水路・スクリーン	
7	11	逸 見	西逸見町2-4	集水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞のおそれがある
8	15	坂 本	坂本町6-26	集水ます	
9	16		坂本町5-17	水路・スクリーン	
10	17		坂本町2-37	雨水ます数か所	
11	18		坂本町4-4	雨水ます数か所	
12	19	汐 入	汐入町4-22	水路	
13	20		汐入町3-49～坂本町1-17	雨水ます及びグレーチング	雨水ます4箇所の上部が側溝になっていて見た目では判別できない
14	21	若 松	緑が丘32	雨水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞のおそれがある
15	23		緑が丘4	集水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞のおそれがある
16	25	三 春	三春町6-31	集水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞のおそれがある
17	26	大 津	大津町4-22	雨水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞のおそれがある
18	28	馬 堀	馬堀町1-23	遊水池・スクリーン	
19	29		馬堀町4-14	側溝	枝葉により最下流が閉塞する
20	30	汐 入	汐入町2-38	水路・スクリーン	
21	31	上 町	上町4-82	水路・スクリーン	民有水路
22	37	不入斗	不入斗町1-71	集水ます	
23	38		不入斗町4-43	集水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞のおそれがある
24	39	佐野第1	佐野町1-1～不入斗町1-2	雨水ます数か所	落葉により閉塞のおそれがある
25	41		佐野町2-13	水路取込口	
26	42	佐野第2	佐野町1-27	水路・スクリーン	
27	43		佐野町3-50～富士見町3-34	水路	
28	46	富士見	富士見町3-11	集水ます・スクリーン	
29	49		富士見町1-53～1-46	雨水ます数か所	
30	51	公郷第1	公郷町5-32	雨水ます数か所	
31	52	公郷第2	公郷町2-13-4	幹線水路の本管への取込口	
32	55		平作4-10	スクリーン	
33	56	根 岸	根岸町2-23-28～2-9-2	雨水ます及びグレーチング数か所	
34	57		根岸町2-28-6	水路	
35	58	走 水	走水2-12-13～2-846	水路開口部～水路吐口	駐在所付近のボックス内の堆積土砂量の監視を含む
36	61	久里浜第1	久里浜2-16-8	水路・スクリーン	
37	63		久里浜3-9-2	水路取込口スクリーン	
38	64	久里浜第2	久里浜5-7-6	水路・スクリーン	
39	65		久里浜5-6-1～5-12-4	水路・スクリーン	
40	66		佐原5-16-8	水路・スクリーン	

重点巡回点検箇所

別表2

No	管理番号	排水区名	所 在	種 別	詳 細
41	67	長瀬	長瀬1-16	水路吐口	
42	68	岩戸	佐原4-1261	水路・スクリーン	
43	69	大矢部	大矢部5-9-20	水路・スクリーン	
44	70	池上第2	池上3-1	水路・スクリーン	
45	72	舟倉	吉井1-6-8	水路・泥溜め	
46	73	長浦	長浦町3-35	水路・スクリーン	
47	74	浦賀	浦賀町1-21	水路	
48	75	若松	若松町2-5	本管・マンホール	
49	77	森崎	森崎1-13-22	水路	
50	78	平作	平作2-16-3～2-22-7	水路	
51	79	池上第2	池上4-7-11	水路・スクリーン	
52	81	佐島	佐島3-1-39	水路	
53	82	浦賀	浦賀町6-104～6-113	水路	
54	83	田浦	田浦町4-54	水路・スクリーン	
55	84	竹川支川(1)	林3-1-8	雨水ます	
56	85	長浦	長浦町2-14	水路	
57	86	衣笠	公郷町2-11-2	水路内集水ます	
58	88	若松	小川町20	雨水吐水路	
59	89	久里浜2	久里浜8-16-17	水路・スクリーン	
60	90	公郷	公郷2-11-4	スクリーン	
61	91	久里浜第2	久里浜2-22-5	水路・スクリーン	
62	92	森崎	森崎2-13-15	水路	
63	93	鴨居	鴨居2-14-2	水路・スクリーン	
64	94	岩戸	岩戸1-5-4	水路	
65	95	船越	船越町5-14～5-16	雨水ます3か所	国道施設に民有管が繋がれている箇所。維持管理は国道管理者
66	96	若松	大滝町2-17	本管・マンホール	H20.8に油脂類の凝固による閉塞
67	97	武山地区	山科台1	本管・マンホール	
68	98	根岸第2	池田町5-15	マンホール	No.1-1マンホール
69	99	森崎	森崎1-17	マンホール	No425-1マンホール
70	100	深浦	浦郷町1-25	マンホール内スクリーン	
71	101		追浜東町3-84	水路内サポート	個人占用物が撤去されるまで
72	102	追浜	鷹取2-16-1	水路・スクリーン	追浜小学校横
73	103	公郷第2	公郷町5-108-1	水路・スクリーン	
74	104	平作	平作5-30	水路・スクリーン	
75	105	追浜	鷹取2-13	BOXカルバート内サポート	追浜小学校横スクリーン下流側
76	106	若松	本町2-1-12	雨水ます	コースカ前歩道脇
77	107	小矢部	小矢部1-20-7	水路・スクリーン	台形開渠の門扉奥
78	108	浦賀	西浦賀3-22	水路(水路仮設防護)	高坂小学校上流側水路

雨水放流渠巡回点検か所

別表3

No	排水区	名 称	形 状 ・ 延 長	位 置
1	堀 内	吐室B号水路	・1350～・2000×1500mm L=397.3m	大津町3-17-10 ～大津漁港
2	大 津	吐室A号水路	・1350～・2250×1500mm L=499.7m	大津町2-7-10 ～馬堀海岸1-17-13
3	馬 堀	吐室E号水路	・800～・1100mm L=495.8m	大津町2-11-1 ～馬堀海岸2-1-1
4	馬 堀	吐室C号水路	・1650～・2600×1400mm L=556.8m	馬堀町2-10-33 ～馬堀海岸2-16-3
5	馬 堀	吐室A・B号水路	・800～・2000mm L=469.3m	馬堀町3-11-23 ～馬堀海岸4-1

遊歩道・広場の巡回点検か所

別表 5

No	名 称	住 所	巡 回 内 容
1	ふれあい下水道	池上 3-1 ~ 平作 8-20	施設内清掃、スクリーン
2	籠遊水池	平作 6-5	施設内清掃、スクリーン
3	栄地谷遊水池	平作 5-13	施設内清掃、スクリーン
4	野比沼の池	野比 4-2	施設内清掃、スクリーン

フラップゲート等点検か所

別表6

No	管理番号	排水区名	河川名	所 在	種 別	詳 細
1	13	追浜排水区	鷹取川	追浜本町2-1-200	フラップゲート等	
2	20	追浜排水区	鷹取川	追浜本町2-29	フラップゲート等	
3	1-15	平作排水区	平作川	衣笠栄町3-11	フラップゲート等	
4	2-2	衣笠排水区	平作川	公郷町1-27	フラップゲート等	
5	2-12	衣笠排水区	平作川	公郷町1-45	フラップゲート等	
6	2-27	小矢部排水区	平作川	公郷町2-2	フラップゲート等	
7	2-40	小矢部排水区	平作川	小矢部1-9	フラップゲート等	
8	2-52	小矢部排水区	平作川	小矢部1-11	フラップゲート等	
9	2-55	小矢部排水区	平作川	小矢部3-23	フラップゲート等	
10	2-59	衣笠排水区	平作川	公郷町1-26	フラップゲート等	
11	3-33	根岸第1排水区	平作川	根岸町4-23	フラップゲート等	
12	3-10	大矢部排水区	平作川	佐原2-1	フラップゲート等	
13	5-36	久里浜第2排水区	平作川	久里浜5-2	フラップゲート等	

※フラップゲート等の点検は半年に一度行う。(1月と7月に実施する。)

逆止弁設置箇所

別表7

No	地区・排水区名	所 在	種 別	詳 細
1	上町排水区	上町3-47	逆止弁	汚水ます
2	堀の内排水区	大津町1-3	逆止弁	MH
3	浦賀排水区	西浦賀2-5	逆止弁	汚水ます
4	長沢・津久井地区	津久井2-2	逆止弁	MH
5	長坂地区	佐島3-6	逆止弁	同一MH内左右2か所
6	長坂地区	佐島3-11-30	逆止弁	MH
7	長坂地区	佐島3-11-31	逆止弁	MH
8	大楠地区	芦名1-20-2	逆止弁	MH
9	大楠地区	芦名1-20-5	逆止弁	MH
10	大楠地区	芦名1-21-8	逆止弁	汚水ます
11	大楠地区	芦名1-23-2	逆止弁	汚水ます
12	大楠地区	秋谷4398	逆止弁	MH

※支障物がある場合は撤去すること。

※撤去が難しい場合は速やかに報告すること。

【別紙－５】 水位計維持管理業務

1 目的

マンホール内水位センサーについて、運用・保守を行う。

2 作業内容

本業務は、市内マンホール 12 か所（横須賀市汐入町 2 丁目 2 番地先ほか）に設置済みのセルラーLPWA（Low Power Wide Area）に対応した水位センサーについて、運用・保守を行うものとする。

3 運用保守

導入機器（初年度）及びポータルサイトの運用保守を行う。

- (1) 導入機器に異常が発生した場合、局に報告し、状況に応じて水位センサーの設定変更、現地確認等を行う。
- (2) ポータルサイトの稼働監視を実施する。
また、冠水時などで水位センサーの超音波射出部分が濡れたり汚れた場合は、清掃作業等を実施する。
- (3) 電池交換業務を実施する。

4 機器（水位センサー）仕様

- (1) マンホール内の水面との距離を測定する。
- (2) データ送信はセルラーLPWA（Low Power Wide Area）による無線通信とする。
- (3) 水位記録間隔は 1 時間ごと、データ送信間隔は 12 時間ごととする。
- (4) 水位異常時はデータ送信を 5 分ごとに行う。

5 情報確認端末の環境条件（局にて準備）

- (1) インターネットに接続可能な PC 及び回線
- (2) インターネットブラウザ（Google Chrome）

6 その他

- (1) 本業務の遂行に当たり、局が所有する資料等を必要とする場合については、事業者は局に申し出るとともに、その取り扱いについては十分注意すること。
- (2) 事業者は、局から本業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (3) 本要求水準に疑義が生じた場合又は本要求水準に定めのない事項については、局と事業者協議の上、決定する。

7 水位センサー設置マンホール位置

本業務の対象となる水位センサー設置マンホールの位置を図1に示す。



図1 水位センサー設置マンホール位置図

【別紙－6】 管路施設調査業務

1 委託目的

調査業務は、下水道管路施設（管渠、マンホール（蓋を含む）、取付管（ますを含む））の調査を実施し、劣化・損傷状態等を把握したうえで、修繕・改築計画の策定に必要な基礎資料を作成する。

また、調査内容の詳細については、本書を最優先とし、そのほかに「下水道土木工事共通仕様書（最新版）第3章 管路施設維持管理工」、「下水道維持管理指針（公社）日本下水道協会発行」、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（公社）日本下水道協会発行」に準拠すること。

2 委託項目

- (1) 調査業務
- (2) 清掃業務

3 業務内容

(1) 作業工程表の提出

事業者は、事前に作業工程表を局に提出し、承諾を得ること。

(2) 調査業務

ア マンホール目視調査

(ア) マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管渠の布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うこと。

(イ) すべての異常箇所とマンホール蓋の表裏を撮影し、整理して提出すること。主な調査内容は次のとおりである。

- a 孔蓋（磨耗、裏側の腐食、型式の確認）及び蓋周り（擦り付け、段差、亀裂、他企業工事影響等）
- b マンホール内壁面（調整コンクリート、斜壁、直壁の損傷、劣化等）
- c インバート、管口（損傷、劣化等）
- d 占用位置（車道、歩道、管路用地等）
- e 道路種別（国道、県道、市道、私道等）
- f 下水道台帳図との整合性

(ウ) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、マンホール1箇所当たり3枚以上を標準とすること。

イ 本管TVカメラ調査

- (ア) 小中口径本管TVカメラ調査は、内径 800mm未満の管渠について、管渠内調査用TVカメラ（自走式、又は牽引式）を使用し、管渠内の状況を調査すること。
- (イ) 大口径本管TVカメラ調査は、内径 800mm～内径 2,000mm未満の管渠について、本管用TVカメラ（自走式、又は牽引式）を使用し、管渠内の状況を調査すること。なお、大口径本管TVカメラは、照度を十分に確保したうえで、管渠内の異常をミリ単位で測定することが可能なものを使用すること。
- (ウ) 本管用TVカメラは、原則として直視側視可能なものとする。
- (エ) 調査の際は、必要に応じて止水プラグを用いて適切かつ鮮明な画像を確保するよう努めること。
- (オ) 小中口径の調査に当たっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、管渠に損傷を与えないように十分留意すること。
- (カ) TVカメラは管中心にセットし、管路内のビデオ撮影を行うこと。
- (キ) 本管の調査に当たっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入及び浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について写真撮影（カラー）並びにTVカメラによる動画撮影を行い、DVD-R等に収録すること。
- (ク) 異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像をDVD-R等に収録すること。
- (ケ) 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側管口からの距離とし、正確に測定すること。
- (コ) 取付管部の異常箇所の位置表示は、上流側管口からの距離とすること。
- (サ) 管渠内に異常が発見された場合は、すべての異常箇所を拡大した画像（カラー）及びTVカメラで撮影した動画を保存すること。
- (シ) 水没等により調査が不能になる場合は、仮締め切り等を使用し、適切かつ鮮明な画像を確保するよう努めること。
- (ス) 異物の堆積等（土砂・ラード・モルタル類の堆積、木の根の侵入、取付管の突き出し等）によって調査不能となった場合は、反対側から調査を実施すること。
- (セ) 撮影内容及び方法の変更は、事前に局と協議し、承諾を得なければならない。

ウ 本管潜行目視調査

- (ア) 本管潜行目視調査は、原則として管内有人作業が可能な内径 2,000mm以上の本管内に調査員が入り、十分な照明のもとに目視によりその性状を把握すること。なお、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の第3次提言において、「将来的には、人が管路に入らなくても精度の高い点検・調査を行うことができる「管内 No Entry」を長期的な目標に置いて、無人化・省力化、DXに

に向けたドローンや AI 診断技術などの技術の高度化・実用化を進めるべき」とされたことを受け、管路内での点検を行うに当たっては、飛行式ドローンや浮流式カメラ、自走式テレビカメラ等（以下、「飛行式ドローン等」という）の潜行目視によらない方法を最優先して導入し、安全かつ効率的な実施に努めることとする。潜行目視は、飛行式ドローン等の調達が困難な場合や、点検に必要な精度が確保できないなど、他の方法によって目的を達成できない場合に限り選択することとする。

- (イ) 本管の調査に当たっては、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）等を行うこと。
- (ウ) 本管内の異常箇所的位置表示は、上流側管口からの距離とし、調査の結果、発見された管渠内の損傷の状況及び位置等を判定基準に従い、正確に診断評価し記録すること。
- (エ) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (オ) 調査員が管路内を歩行できない場合や有害ガスのおそれがある場合等、管路内作業の安全が十分確保できない場合は、局にその旨の報告を行うこと。
- (カ) 調査内容は、本管TVカメラ調査に準ずるものとする。

エ 取付管TVカメラ調査

- (ア) 取付管TVカメラ調査は、取付管調査用TVカメラを使用し、取付管内の状況を調査すること。なお、ますについては、目視により調査を行うこと。
- (イ) ますが民有地内にある場合、又は宅内ますからますの位置を確認する場合で、民有地立ち入りの際は、身分証明書を携帯するとともに、あらかじめ調査内容を住民等に説明し、了解を得たうえで調査を行うこと。
- (ウ) 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- (エ) 調査に当たっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付管口等に十分注意しながら、写真撮影（カラー）を行うこと。
- (オ) 不良箇所的位置表示は、ます中心からの距離とすること。

オ 調整池調査

- (ア) 調整池の調査は、調整池内及び流入・放流マンホールについて、マンホール目視調査に準じて行い、浮遊物によるスクリーンの目づまり等の状況を確認すること。

カ 調査記録写真

事業者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとで工程順に編集したものを整理し、報告書に添付して局に提出すること。

- (ア) 撮影は、調査1日当たり1箇所程度の保安施設の状況、TVカメラ等の使用機械による作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、局が

指示する内容について行うこと。

(イ) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び事業者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

(ウ) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

(エ) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

(オ) 異常箇所はすべて撮影すること。また、異常が確認できない場合は、異常がないことが確認できるように撮影すること。

キ 調査業務の報告

(ア) 提出する成果品

a 月間業務報告書

b 不良箇所写真帳

c DVD-R 等 (TVカメラ調査の場合)

調査結果をテレビモニターから DVD-R 等に収録する場合は、一般用 DVD-R 等に収録すること。なお、提出する DVD-R 等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を表示すること。

d 電子データ (Word、Excel、PDF、シェープファイル (作成した場合) 等)

「調査総括表」、「調査集計表」及び「調査記録表」等の各様式については、調査履歴のデータベース化を踏まえ、原則として局が提供する Excel ファイルを使用するものとし、Excel ファイル及び PDF ファイルにて提出すること。

e 打合せ記録簿

f その他参考資料

g その他局が指示するもの

(イ) その他、特に定めのない事項について疑義が生じた場合は、局と事業者で協議のうえ定めるものとする。

(3) 清掃業務

ア 業務内容

(ア) 調査に伴う管渠内の洗浄

(イ) 前号の洗浄では調査が実施できない箇所について、局との協議により決定した清掃

(ウ) 点検及び調査で実施した、幹線管渠のマンホール等、伏越しマンホール及び調整池について、協議により清掃が必要と判断した箇所の清掃

イ 清掃内容の詳細については、「下水道維持管理指針 (実務編) 2014 年版-」(公益社団法人日本下水道協会) 等に準拠すること。

ウ 土砂等の流下防止

作業に当たっては、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等

を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を事業者の責任で取り除くこと。

エ 土砂等の積込み、運搬

- (ア) 事業者は、作業に当たって、十分な運搬車両を配置すること。
- (イ) 運搬車両は、事前に局に届け出を行うこと。
- (ウ) 運搬車両は、その使用に当たって、土砂等の流出・飛散、及び臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
- (エ) 積込みに当たっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- (オ) 土砂等の運搬に当たって、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- (カ) 土砂等の運搬に当たっては、積載超過の無いようにすること。

オ 土砂等の処分

土砂等の処分は、局との協議で決定した産業廃棄物の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される許可を受けた施設）に運搬し処分すること。

カ 機械による清掃作業

高圧洗浄車の使用に当たっては、高圧により、管渠を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

キ 作業記録写真

事業者は、次の各項に従って、清掃作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、「清掃作業記録写真帳」に整理し、「作業日報」に添付して局へ提出すること。

- (ア) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (イ) 作業前中後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (ウ) 人力又は機械別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。また、一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる等の工夫をすること。
- (エ) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。
- (オ) 撮影は、原則として全箇所撮影とすること。また、局が指定する内容について撮影を行うこと。なお、保安施設の状況、TVカメラ調査や清掃等の使用機器の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況は、全箇所の撮影を行うこと。

ク 清掃業務の報告

下水道台帳図等にマンホールの位置、管種管径、流下方向、マンホール深及びマンホール間延長、取付管の位置、取付管延長、取付管の管種・管径、管内状況等を記入した図面及び写真を添付した報告書を作成し提出すること。

提出する成果品は次のとおりとする。

- (ア) 月間業務報告書
- (イ) 清掃作業記録写真帳
- (ウ) 産業廃棄物における土砂等の処理に係るマニフェスト（搬入伝票）
- (エ) 電子データ（Word、Excel、PDF ほか）
- (オ) その他、局が指示するもの

【別紙－ 7】 管路施設等清掃業務

1 目的

本業務は横須賀市公共下水道の機能を正常な状態に保つため、施設及び用地の維持管理業務及び発生する産業廃棄物の運搬業務を行うものである。(雨水ますの清掃業務は除く)

2 委託項目

- (1) 高圧洗浄車清掃業務 (φ 250mm 堆積率 15%)
- (2) 吸引車清掃業務 (φ 800mm 堆積率 15%)
- (3) 吸泥車清掃業務
- (4) 吸泥車清掃業務 (夜間)
- (5) 人力清掃業務
- (6) 積込業務
- (7) 汚砂運搬業務 (揚泥車運搬、運搬先市外)
- (8) 汚砂運搬業務 (揚泥車運搬、運搬先市内)
- (9) 汚砂運搬業務 (4 t ダンプトラック運搬、運搬先市内)
- (10) 混合廃棄物運搬業務 (2 t ダンプトラック運搬、運搬先市内)
- (11) 汚水ます清掃業務
- (12) 汚水ます清掃業務 (夜間)
- (13) 交通誘導警備業務
- (14) 交通誘導警備業務(夜間)

3 履行条件

本業務委託の履行に当たっては、下記の条件を満足していること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている、神奈川県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可 (汚泥)、神奈川県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可 (廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) を得ていること。
- (2) 主要清掃機械 (高圧洗浄車、強力吸引車、揚泥車、給水車、ダンプトラック、クレーン付トラック) を常時 (年間 365 日 24 時間) 待機できること。なお、深度がある管渠施設の清掃で超強力吸引車が必要な場合は配備が可能なこと。
- (3) 緊急時においては、土日、祝祭日、昼夜を問わず 1 時間以内に対応ができること。(大規模災害発生等、やむを得ない場合を除く)
- (4) 公共下水道施設の軽微な補修に関する知識と資器材を有し補修工事を行えること。

4 作業内容

各作業の詳細は「実施要領」による。

5 報告書類

清掃作業の実績について、以下の内容を月間業務報告書で報告すること。

(1) 集計表

作業場所と契約項目について、集計表を作成すること。

(2) 作業日報

作業日ごとに清掃を行った路線の管記番号、清掃延長、作業員数、汚砂量、使用機械、ガス検知結果表などを記録すること。

(3) 記録写真

委託名、作業場所、日付が入った黒板とともに各作業の状況、出来形が判別できるような適宜撮影のこと。また、産業廃棄物の運搬については、運搬日ごとに積込状況、運搬状況（主要な交差点、幹線道路で車両ナンバーが確認できるように撮影）、荷降し状況を撮影し、経路図とともに提出すること。写真はサービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。

(4) 出来形書類等

ア 一般管渠の清掃

清掃を行った路線について、管径、清掃延長、汚砂堆積深率、発生汚砂量、 $\phi 250\text{mm}$ 、 $\phi 800\text{mm}$ への換算延長（小数点第1位四捨五入、整数止め）を管記番号毎に算出して、「2(1)高圧洗浄車清掃業務及び(2)吸引車清掃業務」により延長を報告すること。

(ア) 堆積実績図

管渠清掃を行った管路を堆積深別に下の色分けをした平面図を作成すること。

0 ～ 3 cm 未満	・・・・・・青色	3 ～ 5 cm 未満	・・・・・・緑色
5 ～ 10 cm 未満	・・・・・・茶色	10 ～ 15 cm 未満	・・・・・・黄色
15 cm 以上	・・・・・・赤色		

(イ) 換算方法

管渠の換算延長は、清掃延長に管径・堆積深別換算表 別表 A、B より求めた換算係数を乗じて算出する。

また、函渠など円形管でない場合の換算延長は、断面積から管径を堆積量から堆積深を決定し、清掃延長に管径・堆積深別換算表 別表 A、B より求めた換算係数を乗じて算出する。

(例) □横 1,000 mm×縦 1,500 mm 平均堆積厚 10 cmの場合

(断面) = $1\text{m} \times 1.5\text{m} = 1.5\text{m}^2 \rightarrow 1,350\text{mm} = 1.431\text{m}^2$ (直近下位)

(堆積深) = $1\text{m} \times 0.1\text{m} = 0.1\text{m}^2 \rightarrow 1,350\text{mm}$ 堆積深 10% = 0.0745m^2 (近似値)

ゆえに 換算管径は、1,350 mm 堆積深 10%と決定する。

ただし、油類の付着が激しい場合は、さらに 1.2 を乗じ補正する。

また、管にモルタル等が相当量固着している場合など標準清掃作業と著しく相違する場合は、作業量等から別途、換算係数を定めるものとする。

イ 水路（開渠）の清掃（浚渫）

清掃を行った水路について、清掃方法ごとに水路断面、清掃延長、汚砂堆積深、発生汚砂量、換算延長（小数点第 1 位四捨五入、整数止め）を報告すること。

高圧洗浄車等による清掃は、「2 (1) 高圧洗浄車清掃業務及び(2) 吸引車清掃業務」により延長を報告すること。この場合の換算延長の算出方法は、上記函渠の清掃と同様とする。

大断面の水路などでの吸泥車による清掃は「2 (3) 吸泥車清掃業務」により発生汚砂量を報告すること。

人力により水路を浚渫した場合は、「2 (5) 人力清掃業務」により発生汚砂量を報告する。また、クレーン付トラックを使い土砂を積込む場合は、「2 (6) 積込業務」により積込汚砂量を報告すること。

浚渫土に大きな岩が混在している場合など、標準清掃作業と著しく相違する場合は、作業量等から別途、換算係数を定めるものとする。

ウ 伏越マンホール、伏越管渠の清掃

清掃を行った伏越マンホール、伏越管渠について、堆積量が分かる断面図を作成し、マンホールについては、「2 (3) 吸泥車清掃業務」又は「2 (4) 吸泥車清掃業務(夜間)」によりマンホール内の堆積汚砂量を、伏越管渠については管径、清掃延長、汚砂堆積深率、 $\phi 250\text{mm}$ 、 $\phi 800\text{mm}$ への換算延長（小数点第 1 位四捨五入とし、整数止めとする）を報告すること。

ただし、潮待ち作業など時間的な制約がある場合など標準清掃作業と著しく相違する場合は、作業量等から別途、換算係数を定めるものとする。

エ 雨水調整池の清掃

清掃を行った雨水調整池について、側溝、泥だまり、スクリーンなどの施設の位置、大きさを明示した平面図に清掃箇所、清掃方法を示し、清掃方法ごとに清掃延長、発生汚砂量を報告すること。清掃の内訳は、イ 水路（開渠）の清掃（浚渫）と同様とする。

オ 汚砂の運搬

汚砂の収集・運搬業務については、それぞれの運搬に応じたマニフェスト B 2 票とともに報告すること。

カ 混合廃棄物の運搬

維持管理業務で発生した廃プラ類等の汚砂以外の産業廃棄物の収集・運搬業務については、それぞれの運搬に応じたマニフェスト B 2 票とともに報告すること。

キ 汚水ますの清掃

清掃を行った汚水ます及び取付管については、位置図、断面図を作成し昼間施工、夜間施工と分けて報告すること。また、施設に不具合（破損、閉塞等）があった場合は、断面図に管種、閉塞箇所を示し原因も合わせて報告すること。

ク 交通誘導警備業務

交通誘導警備員を配置した際は、警備日報（写し可）を提出すること。

ケ その他

上記のアからクの作業以外を行った場合は、日時、場所、作業内容を報告すること。

6 賠償責任及び補償

- (1) 事業者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに局に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 事業者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

管渠清掃業務 実施要領

- 1 清掃業務は横須賀市下水道土木工事共通仕様書に従い実施すること。ただし、本実施要領に記載された事項は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に優先するものとする。
- 2 作業区域内は、必要に応じて交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行わなければならない。
- 3 土日、祝祭日、夜間など閉庁時に緊急な出動の依頼があった場合は、明らかに公共下水道に関係する案件を除き、初期調査を行ってから清掃作業を行うこと。
- 4 業務内訳
次に掲げる業務についての詳細は、以下のとおりである。
 - (1) 高圧洗浄車清掃業務 φ250mm（堆積率 15%）
本業務は φ200mm～700mm の管渠清掃を行うものであり、吸泥車及び給水車とのセットを標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、土砂等をマンホールに集め、これを吸泥車で吸い上げる作業とする。
 - (2) 吸引車清掃業務 φ800mm（堆積率 15%）
本業務は φ800mm～2,000mm の管渠清掃を行うものであり、吸引車と高圧洗浄車のセットを標準とし、作業員が管路内に入り、吸引車のホースの先端を操作して堆積している土砂等を直接吸い上げるまでの作業とする。
 - (3) 吸泥車清掃業務
本業務は、吸泥車と高圧洗浄車のセットを標準とし、水路（開渠）などにおいて、作業員が吸泥車のホースの先端を操作して堆積している土砂等を直接吸い上げるまでの作業とする。
 - (4) 吸泥車清掃業務（夜間）
本業務は、夜間に吸泥車清掃業務を行う作業とする。
 - (5) 人力清掃業務
本業務は、水路（開渠）、側溝、雨水調整池内などに堆積している土砂を作業員が掘削、小車運搬（20m 程度）し、積込み用のバケツやダンプトラック等に積込むまでの一連の作業とする。
 - (6) 積込業務
本業務は、道路と作業場所に段差がある水路（開渠）、側溝、雨水調整池内等から発生した土砂をクレーン付トラック等によりダンプトラックに積込むまでの一連の作業とする。

(7) 汚砂運搬業務（揚泥車運搬、運搬先：市外）

本業務は、維持管理業務で発生した有機質汚泥（汚水系）を揚泥車で指定する市外処分地まで運搬する作業である。なお、運搬数量については小数第3位まで計上すること。

(8) 汚砂運搬業務（揚泥車運搬、運搬先：市内）

本業務は、維持管理業務で発生した雨水系の汚泥を揚泥車で指定する市内処分地まで運搬する作業である。なお、運搬数量については小数第3位まで計上すること。

(9) 汚砂運搬業務（4 t ダンプトラック運搬、運搬先：市内）

本業務は、維持管理業務で発生した雨水系の土砂を4 t ダンプトラックで指定する市内処分地まで運搬する作業である。なお、運搬数量については小数第3位まで計上すること。

(10) 混合廃棄物運搬業務（2 t ダンプトラック運搬、運搬先：市内）

本業務は、維持管理業務で発生した廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類などの産業廃棄物を2 t ダンプトラックに積込み、指定する市内処分地まで運搬する作業である。なお、運搬数量については小数第3位まで計上すること。

(11) 汚水ます清掃業務

本業務は、揚泥車と小型高圧洗浄機とのセットを標準とし、汚水ます内部、取付管に滞留している汚水を小型高圧洗浄機で攪拌し、揚泥車で吸い上げるまでの作業とする。

(12) 汚水ます清掃業務（土日祝日、夜間）

本業務は、土日祝日、夜間に汚水ます清掃を行う作業とする。

(13) 交通誘導警備業務

本業務は、交通誘導を行う作業とする。

(14) 交通誘導警備業務（夜間）

本業務は、夜間に交通誘導を行う作業とする。

5 各清掃業務における昼間施工・夜間施工の定義

(1) 昼間施工とは、平日（閉庁日を除く）の8時30分から17時までをいう。

(2) 夜間施工とは、前記以外の日又は時間帯をいう。

【別紙－８】 雨水ます清掃業務

1 目的

本委託は横須賀市上下水道局が管理する雨水ますの機能を正常な状態に保つため、雨水ますの清掃業務及び産業廃棄物の運搬業務を行うものである。

2 委託項目

- (1) 雨水ます清掃業務
- (2) 雨水取付管清掃業務
- (3) 汚砂運搬業務
- (4) 混合廃棄物運搬業務
- (5) 交通誘導警備業務

3 履行条件

本委託の履行に当たっては、下記の条件を満たしていること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている、神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥）、並びに神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を有していること。
- (2) 緊急時に迅速な対応ができること。

4 業務内容

- (1) 作業工程表の提出
事業者は、事前に作業工程表を局に提出し、承諾を得ること。
- (2) 各業務の詳細は「実施要領」による。

5 報告書類

清掃作業の実績について、以下の内容を月間業務報告書で報告すること。

- (1) 集計表 排水区ごとに各予定数量を集計し、予定数量、累計数量、残数量を表示すること。
- (2) 平面図 清掃を行った雨水ますを次のとおり色分けした平面図を作成すること。
清掃箇所・・・緑 写真撮影箇所・・・黄色○ 追加箇所・・・赤
取付管清掃箇所・・・橙色○ 破損箇所・・・青
- (3) 写真 記録写真は委託名、作業場所、日付、事業者名が入った黒板とともに、同一箇所から清掃前・清掃中・取付管確認・路面清掃及び清掃後を一組とし、撮影頻度は雨水ます清掃は 50 箇所に 1 箇所かつ 1 時間に 1 箇所以上、取付

管清掃は全箇所撮影すること。

汚砂の運搬写真については、運搬日及び運搬車両ごとに運搬前、運搬中、処分場所への搬入状況を撮影し、経路が分かる案内図とともに提出すること。

交通誘導員を配置した際は、交通整理状況を撮影すること。

写真はサービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。

(4) 産業廃棄物の収集運搬

汚砂及び混合廃棄物の収集運搬については、それぞれの運搬に応じたマニフェストB2票とともに報告すること。

(5) 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員を配置した際は、警備日報（写し可）を提出すること。

(6) その他 雨水ます台帳図面と現地が異なる場合は、局に報告すること。

6 賠償責任及び補償

(1) 事業者は、公共下水道施設に損害を与えた時は、直ちに局に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。

(2) 事業者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

雨水ます清掃業務委託 実施要領

1 清掃作業は横須賀市下水道土木工事共通仕様書に従い実施すること。ただし、本実施要領に記載された事項は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に優先するものとする。

2 業務内容

(1) 雨水ます及び雨水取付管清掃

ア 本業務での清掃対象の雨水ますは、下水処理開始区域内で国道・県道・私道（市のマークなし）及び市営・県営等の公営住宅敷地を除いた道路に設置されているもので、道路に対して横断方向に取付管が付き、管渠若しくは水路（幅45cm以上）に排水する構造の雨水ますとする。ただし、雨水ますと雨水ますを結ぶ連絡ますは除く。

イ すくいあげた汚砂等は、積み残しがないよう注意し、路面は必ず水で洗い流し、付近に迷惑をかけないように留意すること。

ウ 雨水ますに防臭リングが設置されているものには、蓋受ブロック上端左端に赤色ペンキで三角印がマーキングされているので、破損させないように十分注意すること。また、マーキングが薄くなっているものや消えているものは再表示すること。

エ 雨水ます清掃後に全箇所の取付管を鏡で確認し、取付管が閉塞している場合は、当該取付管の清掃を行うこと。

オ 雨水ます及び雨水取付管から排出された汚砂は、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等の産業廃棄物（混合廃棄物）と分別し、それぞれ指定の処分業者事業場まで運搬すること。

カ 雨水ます、取付管等が破損している場合は速やかに局監督員に報告すること。清掃後の雨水ますには、ペンキで蓋受ブロック上部右端に直径1.5cmの円でマーキングを行うこと（テンプレート等使用）。

※雨水ます清掃 マーキング色 一覧を参照

(2) 汚砂運搬業務

雨水ます及び雨水取付管から排出された汚砂は、指定処分業者事業場に運搬すること。なお、運搬数量については小数第3位まで計上すること。

(3) 混合廃棄物運搬業務

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等の産業廃棄物（混合廃棄物）は、指定の処分業者事業場に運搬すること。なお、運搬数量については小数第3位まで計上すること。

(4) 交通誘導警備業務

現場条件に応じて、交通誘導警備員が必要な場合は、配置すること。

雨水ます清掃 マーキング色 一覧

清掃年度	塗色	形状	清掃年度	塗色	形状
令和 10 年度	黄色	●	令和 15 年度	黄色	●
令和 11 年度	赤色	●	令和 16 年度	赤色	●
令和 12 年度	水色	●	令和 17 年度	水色	●
令和 13 年度	緑色	●	令和 18 年度	緑色	●
令和 14 年度	白色	○	令和 19 年度	白色	○
防臭リング設置				赤色	▲

【別紙－ 9】 伐開清掃・樹木剪定業務

1 目的

本業務は局が管理する市内公共下水道供用開始区域内の水路敷、雨水調整池敷地などの機能を正常な状態に保つため、伐開清掃、塵芥収集及び樹木剪定・伐採を行うものである。

2 委託項目

- (1) 伐開清掃業務
- (2) 堆積塵芥収集業務
- (3) 樹木剪定業務
- (4) 樹木伐採業務
- (5) 樹木発生材処理業務
- (6) 防草シート設置業務
- (7) ハチの巣駆除業務

3 業務内容

(1) 伐開清掃業務

伐開清掃業務とは、局が管理する水路用地等の除草作業と、散在する塵芥（空き缶、木片など、塵芥量が 1,000 m²当たり 1 m³/未満の場合）をビニール袋等に拾い集め現場外に搬出する作業を、合わせて行うものである。

(2) 堆積塵芥収集業務

堆積塵芥収集業務とは、堆積した塵芥（塵芥量が 1,000 m²当たり 1 m³以上の場合）を人力により収集・集積・現場外搬出する作業である。

(3) 樹木剪定業務

樹木剪定業務とは、局が管理する水路用地等内の樹木の高木剪定作業を行うものである。また、本業務で行う高木剪定は基本剪定とし以下のやり方とする。

ア 基本剪定は、樹木の骨格作りを目的とするもので主に冬季剪定に適用する。密生した枝や不要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする。

イ 基本剪定は、常緑樹の幹周（30cm～59cm）を基準とする。

樹種や幹周が異なる場合には「表1 換算表」にて計上すること。

(4) 樹木伐採業務

樹木伐採業務とは、局が管理する水路用地等内の樹木の伐採作業を行うものである。

ア 伐採（切倒し）は枝や幹を適切な箇所で切断し、周囲の安全に配慮して行うものである。

幹周の基準値は（20cm～29cm）とする。

イ 伐採（吊し切り）は、ロープ等の牽引具を用いて切った枝や幹を所定の位置に誘導しながらおろす作業のことである。

幹周の基準値は（30cm～59cm）とする。

（5）樹木発生材処理業務

樹木発生材処理業務とは、上記(3)・(4)の作業により生じた発生材を処分先まで運搬処理することである。

（6）防草シート設置業務

防草シート設置業務とは、局が管理する水路用地等内に防草シートを設置することである。

ア 防草シート設置には、固定ピンとワッシャーの材料費、設置費共に含む。

イ 平面部とは、1:2.0 以下とする。

（7）ハチの巣駆除業務

業務に付随してハチの巣駆除が必要となった場合、専門の業者に依頼して作業員及び周辺の安全に注意して駆除を行う。

4 履行条件

本業務の履行に当たっては、下記の条件を満たしていること。

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を有していること。
- （2）緊急時は迅速な対応ができること。

5 実施要領

- （1）本業務は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に従い実施すること。ただし、本要求水準に記載された事項は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に優先するものとする。
- （2）業務施行に当たり、作業着手前に伐開清掃指定箇所の作業計画を作成し、局の承諾を得て作業を行うこと。また、緊急作業が必要な場合は「緊急指示書」により指示するので、概ね7日以内に作業に着手すること。
- （3）伐開清掃業務には散在塵芥収集作業が含まれているため、伐開を行った全ての区域について塵芥を収集すること。
- （4）塵芥量が多い（塵芥量が1,000 m³当たり1 m³以上）場合は、堆積塵芥収集業務として作業を行うこと。
- （5）構造物等に隣接した場所を伐開清掃する場合は、構造物等を損傷させないように人力にて作業を行うこと。
- （6）伐開した雑草は、積替保管施設（長坂5-3656）へ運搬し処理すること。
- （7）塵芥収集で発生した産業廃棄物は、年間事業実施計画書で定めた処分業者事業場に運

搬すること。

- (8) 剪定・伐採した枝や幹はチップ化作業場（横須賀緑化造園協同組合 神明町1）まで運搬し処理すること。また、伝票等の写しを月間業務報告書に添付し提出すること。
- (9) チップ化作業場へ持ち込む1台当たりの発生木材の重量は、2t積トラック1台当たり1,133kgとする。

6 報告書類

作業の実績について、以下の内容を月間業務報告書で報告すること。

- (1) 位置図 施行場所が分かる位置図を作成すること。
- (2) 平面図 平面図は作業を管理する点、写真撮影の位置と方向を記入すること。
- (3) 集計表 計算表よりもとめられた作業数量を集計し、契約数量、累計数量、残数量とともに表示すること。
- (4) 計算表 伐開清掃業務については、面積計算表を作成すること。ただし、面積には繁茂率を乗じること。堆積塵芥収集業務については、容積を計算すること。
- (5) 写 真 写真は、業務名、施行場所、日付、事業者名が入った黒板とともに、状況写真と出来高管理写真と分けて撮影すること。状況写真は、同一箇所から作業前・作業中・作業後を一組とし、原則として上流から下流に向かって撮影すること。

出来高管理写真は、幅、延長などが分かるように撮影すること。また、堆積塵芥収集業務については、集積された塵芥の容積を算出する縦、横、高さが見える写真を撮影すること。

写真はサービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。

(6) 産業廃棄物の収集運搬

混合廃棄物の収集運搬については、それぞれの運搬に応じたマニフェストB2票とともに報告すること。

7 賠償責任及び補償

- (1) 事業者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに局に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 事業者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

表1 換算表

基本剪定

基準値：常緑樹の幹周 30cm～59cm

幹周	換算値(本)		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
30cm未満	0.7	0.2	0.7
30cm～59cm	1.0	0.5	1.1
60cm～89cm	1.6	1.0	2.2
90cm～119cm	2.6	2.6	4.7
120cm～149cm	4.9	4.9	10.0
150cm～179cm	8.3	8.3	15.0
180cm～209cm	12.0	12.3	20.0
210cm～239cm	16.0	16.6	25.3
240cm～269cm	20.3	21.6	30.3
270cm～299cm	25.0	26.7	35.3

伐採(切倒し)

基準値：幹周 20cm～29cm

幹周	換算値(本)
20cm未満	0.6
20cm～29cm	1.0
30cm～59cm	3.8
60cm～89cm	9.5
90cm～119cm	18.1
120cm～125cm	21.7
126cm～157cm	34.4

伐採(吊し切り)

基準値：幹周 30cm～59cm

幹周	換算値(本)
20cm～29cm	0.1
30cm～59cm	1.0
60cm～89cm	1.7
90cm～119cm	2.9
120cm～149cm	4.4
150cm～199cm	6.4
200cm～249cm	8.9
250cm～299cm	12.0
300cm～	15.5

【別紙－１０】 混合廃棄物処分業務

1 目的

本業務は、事業者が実施する維持管理作業で発生する混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処分するものである。

2 事業者の資格要件

事業者又は事業者が委託する産業廃棄物処分業者（以下「事業者等」という。）は、業務を行うに当たり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項又は第14条の2第1項による許可を受けていること。

3 契約関係

- (1) 事業者は、本業務を産業廃棄物処分業者へ委託することができる。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の排出者は横須賀市上下水道局とする。

4 業務内容

- (1) 事業者等が実施する維持管理作業で発生する混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処分する。
- (2) 事業者等は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- (3) 事業者等は、維持管理作業で発生する混合廃棄物を、処分先等を明記した年間事業実施計画書に記載のとおり処分するものとする。
- (4) 事業者等は、(3)で指定する事業場以外では、混合廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、(3)で指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。
- (5) 混合廃棄物を、(3)で指定する事業場まで運搬、荷降ろしする者（以下「収集・運搬業者」という。）は事業者又は事業者が委託する産業廃棄物運搬業者とする。
- (6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

事業者は、処分業務が終了したときは、以下のいずれかの方法により報告を行わなければならない。

ア 紙マニフェストの場合

混合廃棄物の搬入の際に収集・運搬業者から回付された産業廃棄物管理票に必要事項を記入し、その写しを局及び収集・運搬業者に送付する。

イ 電子マニフェストの場合

電子マニフェストに必要事項を入力して情報処理センターに報告する。

5 適正処理及び損害の負担

事業者は、維持管理作業で発生する混合廃棄物を、事業者等の所有する処分施設に荷降ろしされた後処分が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が局の責めに帰すべき場合を除き、事業者が責任を負う。

6 契約の解除

契約が解除された場合の処理されない混合廃棄物の取り扱いについて、その契約解除が局の責めに帰すべき理由による場合は局の責任において、事業者の責めに帰すべき理由による場合は事業者の責任において、関係法令に従い適正に処分するものとする。

【別紙－１１】 汚砂処分業務

1 目的

本業務は、事業者が実施する維持管理作業で発生する汚砂の処分を行い、公共下水道事業の円滑化及び本市内の環境保全に寄与することを目的とする。

2 事業者の資格要件

事業者又は事業者が委託する産業廃棄物処分業者（以下「事業者等」という。）は、業務を行うに当たり、神奈川県から廃棄物の処理及び清掃に関する産業廃棄物処分業許可を得ていること。

3 契約関係

- (1) 事業者は、本業務を産業廃棄物処分業者へ委託することができる。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の排出者は横須賀市上下水道局とする。

4 業務内容

- (1) 事業者等が実施する維持管理作業で発生する汚砂を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処分する。
- (2) 事業者等は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- (3) 事業者等は、維持管理作業で発生する汚砂を、処分先等を明記した年間事業実施計画書に記載のとおり処分するものとする。
- (4) 事業者等は、(3)で指定する事業場以外では、汚砂を処分するための保管を行ってはならない。また、(3)で指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。
- (5) 汚砂を、(3)で指定する事業場まで運搬、荷降ろしする者（以下「収集・運搬業者」という。）は事業者又は事業者が委託する産業廃棄物運搬業者とする。
- (6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
事業者は、処分業務が終了したときは、以下のいずれかの方法により報告を行わなければならない。

ア 紙マニフェストの場合

汚砂の搬入の際に収集・運搬業者から回付された産業廃棄物管理票に必要事項を記入し、その写しを局及び収集・運搬業者に送付する。

イ 電子マニフェストの場合

電子マニフェストに必要事項を入力して情報処理センターに報告する。

5 適正処理及び損害の負担

事業者は、維持管理作業で発生する汚砂を、事業者等の所有する処分施設に荷降ろしされた後処分が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が局の責めに帰すべき場合を除き、事業者が責任を負う。

6 契約の解除

契約が解除された場合の処理されない汚砂の取り扱いについて、その契約解除が局の責めに帰すべき理由による場合は局の責任において、事業者の責めに帰すべき理由による場合は事業者の責任において、関係法令に従い適正に処分するものとする。

【別紙－１２】 汚砂分析業務

1 目的

下水道法第21条の2第1項に従い、公共下水道施設から生じる汚砂に有害物質が含まれていないか確認するため、汚砂の分析を行うものである。

2 成分分析項目及び判定基準

成分分析項目	基準
1 水銀又はその化合物	検液1ℓにつき水銀 0.005mg 以下
2 カドミウム又はその化合物	検液1ℓにつきカドミウム 0.09mg 以下
3 鉛又はその化合物	検液1ℓにつき鉛 0.3mg 以下
4 有機リン化合物	検液1ℓにつき有機リン化合物 1mg 以下
5 六価クロム化合物	検液1ℓにつき六価クロム化合物 1.5mg 以下
6 砒素又はその化合物	検液1ℓにつき砒素 0.3mg 以下
7 シアン化合物	検液1ℓにつきシアン 1mg 以下
8 ポリ塩化ビフェニル	検液1ℓにつきポリ塩化ビフェニル 0.003mg 以下
9 トリクロロエチレン	検液1ℓにつきトリクロロエチレン 0.1mg 以下
10 テトラクロロエチレン	検液1ℓにつきテトラクロロエチレン 0.1mg 以下
11 ジクロロメタン	検液1ℓにつきジクロロメタン 0.2mg 以下
12 四塩化炭素	検液1ℓにつき四塩化炭素 0.02mg 以下
13 一・二―ジクロロエタン	検液1ℓにつき一・二―ジクロロエタン 0.04mg 以下
14 一・一―ジクロロエチレン	検液1ℓにつき一・一―ジクロロエチレン 1mg 以下
15 シス―一・二―ジクロロエチレン	検液1ℓにつきシス―一・二―ジクロロエチレン 0.4mg 以下
16 一・一・一―トリクロロエタン	検液1ℓにつき一・一・一―トリクロロエタン 3mg 以下
17 一・一・二―トリクロロエタン	検液1ℓにつき一・一・二―トリクロロエタン 0.06mg 以下
18 一・三―ジクロロプロペン	検液1ℓにつき一・三―ジクロロプロペン 0.02mg 以下
19 チウラム	検液1ℓにつきチウラム 0.06mg 以下
20 シマジン	検液1ℓにつきシマジン 0.03mg 以下
21 チオベンカルブ	検液1ℓにつきチオベンカルブ 0.2mg 以下
22 ベンゼン	検液1ℓにつきベンゼン 0.1mg 以下
23 セレン又はその化合物	検液1ℓにつきセレン 0.3mg 以下
24 有機塩素化合物（ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル（共重合体を含む。）、ポリ塩化ビニリデン（共重合体を含む。）、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。）	
25 銅又はその化合物	
26 亜鉛又はその化合物	
27 弗化物	
28 ベリリウム又はその化合物	
29 クロム又はその化合物	
30 ニッケル又はその化合物	
31 バナジウム又はその化合物	
32 フェノール類	
33 一・四―ジオキサン	検液1ℓにつき一・四―ジオキサン 0.5mg 以下
ダイオキシン類	試料1gにつきダイオキシン類 3ng 以下

3 検定方法

検定は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境省告示 13 号)により行うこと。

4 履行条件

神奈川県知事の計量証明の事業の登録を受けていること。

5 報告書類

業務の完了の際は、月間業務報告書において以下の報告書類を提出すること。

- (1) 分析証明書
- (2) 計量証明事業登録証(登録証の写し添付)
- (3) 写真(試験状況が分かるように撮影すること。)

【別紙－１３】 計画修繕業務

1 目的

本業務は横須賀市公共下水道の機能を正常な状態に保つため、ストックマネジメント計画における緊急度判定により、計画修繕が必要とされた管路について部分的に取替え、あるいは部分的に管渠内で補強や止水等を行うことで、機能回復を図ることを目的とする。

2 履行条件

- (1) 施工によって影響があることが考えられる場合、周辺住民に対しては、事前に案内文及び説明により十分に周知を行うこと。また、修繕を行うに際し、必要な書類（道路使用許可等の必要な書類）を速やかに提出すること。
- (2) 修繕の影響範囲に係る構造物（水道、ガス、電気、電話、下水道、擁壁等）について確認し、必要に応じて管理者立会を行うこと。
- (3) 修繕を実施するに当たり、工事の開始 14 日前までに施工計画書等の書類を局へ提出すること。
- (4) 修繕作業時は、安全管理に十分配慮し、作業帯及び通路の確保、交通誘導警備員の配置等を適切に行い、法律を遵守すること。
- (5) 不測の事態が発生した場合は、局及び関係各所へ迅速に連絡すること。

3 業務内容

(1) 管路施設修繕

- ア 管路の修繕においては、下水道本管や取付管及び支管の接続部における部分的な破損の修繕や浸入水を防止し、下水の円滑な流下を確保すること。
- イ 取付管及び支管を取替する場合には適切な角度で接続すること。
- ウ 修繕箇所の止水性能を確保し、機能を維持すること。

(2) マンホール修繕

- ア マンホールの設置・取替においては、下水の流下機能を阻害しない構造とし、維持管理の利便性を確保すること。
- イ マンホール内部には足掛金物を円滑な昇降が可能な配置で設置すること。
- ウ 目地部からの漏水・樹根侵入を防止し、止水性を確保すること。

(3) 土木・基礎工

- ア 掘削から埋戻しまでの一連の作業において地盤の安定性を確保し、周辺構造物への影響を防止すること。
- イ 土留め工を実施する場合は、掘削深に応じて適切な土留め構造を選定し、段階的な施工により安全性を確保すること。
- ウ 埋戻し材は必要な品質規格を満たし、適切な締固めにより将来の沈下を防止す

ること。

(4) 舗装復旧

- ア 道路管理者が定める既設舗装構成による原状復旧を基本とし、段差や不陸の発生を防止すること。
- イ 舗装切断に伴い発生する濁水等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。
- ウ インターロッキングブロック等の特殊舗装についても原状復旧を基本とし、ブロックを再利用する場合は、側面や底面の砂等を清掃して再利用すること。

4 報告書類

計画修繕業務について、修繕完了後に以下の書類を作成し提出すること。また、月間業務報告書にて、実施内容等を局に報告する。

(1) 記録写真

工事名、作業場所、日付が入った黒板とともに各作業の状況、出来形が判別できるよう適宜撮影のこと。写真はサービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。

写真管理については、「下水道土木工事必携(案)-2021年版-」(公益社団法人日本下水道協会)、「神奈川県土木工事写真管理基準」(令和4年4月)及び局の指示によるものとする。

(2) 書類作成・データ処理

提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については局と協議のうえ決定すること。

- ア 修繕等完了後の竣工書類の作成
- イ 原稿(画像、CAD(CAD製図基準に準ずる)、Word、Excel、PDFデータ含む)
- ウ 施工後の状況が下水道台帳と異なっていた場合は、台帳への反映用資料の作成・提出
- エ その他、局が指示するもの

5 協議

この仕様書に記載されていない事案が生じた場合は、事前に局と協議のうえ承諾を得て施工するものとする。

【別紙－１４】 突発修繕業務

1 目的

本業務は公共下水道管渠の機能を正常な状態に保つために行うものである。

2 履行条件

- (1) 事業者は、局の連絡を受けて、道路陥没や汚水ますの閉塞等特に緊急性が高い工事について、緊急的に出動対応する。連絡を受けてから 24 時間以内に工事に着工し、応急措置を完了させる。
- (2) 工事は、本要求水準、事業契約書及び横須賀市下水道土木工事共通仕様書に基づき施行すること。
- (3) 局は、独自の環境マネジメントシステム（Y E S）により、事務事業の環境負荷低減に努めているので、事業者においてもできる限り環境に配慮して施行すること。

3 実施要領

- (1) 施工によって影響があることが考えられる場合、周辺住民に対しては、事前に案内文及び説明により十分に周知を行うこと。また、修繕を行うに際し、必要な書類（道路使用許可等の必要な書類）を速やかに提出すること。
- (2) 修繕の影響範囲に係る構造物（水道、ガス、電気、電話、下水道、擁壁等）について確認し、必要に応じて管理者立会を行うこと。
- (3) 修繕を実施するに当たり、業務の開始 14 日前までに施工日、位置、内容等の分かる書類を局へ提出すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (4) 修繕作業時は、安全管理に十分配慮し、作業帯及び通路の確保、交通誘導警備員の配置等を適切に行い、法律を遵守すること。
- (5) 不測の事態が発生した場合は、局及び関係各所へ迅速に連絡すること。

【別紙-15】 業務の参考数量表

業務名称	業務項目	単位	予定数量					想定数量						
			第Ⅰ期					合計	第Ⅱ期					
			令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	合計
公共下水道管路施設巡視・点検業務	(1) 管路施設巡回業務	日	156	156	156	156	156	780	156	156	156	156	156	780
	(2) 緊急巡回業務	回	6	6	6	6	6	30	6	6	6	6	6	30
	(3) 交通誘導警備業務	人	24	24	24	24	24	120	24	24	24	24	24	120
水位計維持管理業務	(1) 水位計の運用・保守	か所	12	12	12	12	12	60	12	12	12	12	12	60
管路施設調査業務	(1) 管口カメラ点検	か所	5,300	5,300	5,300	0	0	15,900	0	600	600	0	0	1,200
	(2) TVカメラ調査(詳細調査)	km	36	36	35	0	0	107	0	34	34	0	0	67
管路施設等清掃業務	【一般管渠、水路(開渠)、伏越マンホール、伏越管渠、雨水調整池、汚水ます】													
	(1) 管渠清掃業務	m	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	123,000	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	123,000
	(2) 伏越管渠清掃業務	か所	4	4	4	4	4	20	4	4	4	4	4	20
	(3) 雨水調整池清掃業務	か所	7	7	7	7	7	35	7	7	7	7	7	35
	(4) 汚泥(汚水系汚泥)運搬	t	40	40	40	40	40	200	40	40	40	40	40	200
	(5) 汚泥(雨水系汚泥)運搬	t	290	290	290	290	290	1,450	290	290	290	290	290	1,450
	(6) 汚水ます清掃業務	回	30	30	30	30	30	150	30	30	30	30	30	150
	(7) 緊急調査出動費	回	10	10	10	10	10	50	10	10	10	10	10	50
	(8) 交通誘導警備業務	人	160	160	160	160	160	800	160	160	160	160	160	800
	【雨水ます】													
	(1) 雨水ます清掃業務	か所	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	62,000	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	62,000
	(2) 雨水取付管清掃業務	か所	150	150	150	150	150	750	150	150	150	150	150	750
	(3) 汚砂運搬業務	t	229	229	229	229	229	1,145	229	229	229	229	229	1,145
	(4) 混合廃棄物運搬業務	t	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5
	(5) 交通誘導警備業務	人	60	60	60	60	60	300	60	60	60	60	60	300
下水道用地管理業務	【伐開・清掃】													
	(1) 伐開清掃業務	m ²	91,000	91,000	91,000	91,000	91,000	455,000	91,000	91,000	91,000	91,000	91,000	455,000
	(2) 堆積塵芥収集業務	m ²	3	3	3	3	3	15	3	3	3	3	3	15
	(3) 樹木剪定業務	本	18	18	18	18	18	90	18	18	18	18	18	90
	(4) 樹木伐採業務	本	66	66	66	66	66	330	66	66	66	66	66	330
	(5) 樹木発生材処理業務	kg	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	22,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	22,500
	(6) 防草シート設置業務	m ²	240	240	240	240	240	1,200	240	240	240	240	240	1,200
	(7) ハチの巣駆除業務	個	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5
混合廃棄物処分業務	(1) 混合廃棄物運搬処分	t	7	7	7	7	7	35	7	7	7	7	7	35
汚砂処分業務	(1) 汚砂処分業務	t	420	420	420	420	420	2,100	420	420	420	420	420	2,100
汚砂分析業務	(1) 汚砂分析	回	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5
計画修繕業務、小修繕及び突発修繕	(以下令和5年度実績を参考として示す。)													
	(1) 公共下水道管渠緊急修繕工事(単価契約による修繕工事)	件	33	33	33	33	33	165	33	33	33	33	33	165
	(2) 公共下水道管渠緊急修繕(第三者に起因する下水道管渠破損事故に係る修繕)	件	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	2	10
	(3) 下水道管渠小破修繕(道路陥没等緊急修繕に係る費用)	件	22	22	22	22	22	110	22	22	22	22	22	110
	(4) 道路補修工事等に伴う下水道施設調整工事	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 道路補修工事等に伴う下水道施設小破修繕(道路補修工事等に伴う下水道施設の高さ調整)	件	79	79	79	79	79	395	79	79	79	79	79	395
	(6) 下水道施設小破修繕(ストックマネジメント計画に伴う小破修繕)	件	17	17	17	17	17	85	17	17	17	17	17	85
	(7) 空洞化調査等に伴う小破修繕(空洞化調査業務及び詳細調査業務委託等で判明した不良箇所の小破修繕)	件	4	4	4	4	4	20	4	4	4	4	4	20
(8) 雨水施設修繕工事	件	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	2	10	
住民対応等業務	(1) 現地調査・軽微な保守等の現場対応業務	件	140	140	140	140	140	700	140	140	140	140	140	700
	(2) 現場作業・修繕等の対応業務	-	※上述の小修繕及び突発修繕を含む											
	(3) 他工事立会業務	件	340	340	340	340	340	1,700	340	340	340	340	340	1,700
	(4) 自費施行・行為許可・排水協議への対応	件	10	10	10	10	10	50	10	10	10	10	10	50
	(5) 公共下水道一時使用届の審査・受理の対応	件	10	10	10	10	10	50	10	10	10	10	10	50
	(6) 国要請の調査書等作成支援業務	件	5	5	5	5	5	25	5	5	5	5	5	25
災害対応業務	(1) 市民からの通報対応、現地の安全再点検、現場調査、緊急対応等	件	4	4	4	4	4	20	4	4	4	4	4	20

【別紙－１６】ストックマネジメント計画策定業務

1 目的

本業務（以下、「業務」という。）では、対象施設について、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定することを目的とする。

2 計画策定一般

(1) 打合せ

ア 業務の実施に当たって、事業者は局と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

イ 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、事業者と局は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 計画策定基準等

実施方針策定に当たっては、局の指定する図書及び「7 参考図書」に基づき、実施方針策定を行う上でその基準となる事項について局と協議の上、定めるものとする。

(3) 計画策定上の疑義

計画策定上疑義の生じた場合は、局との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

(4) 計画策定の資料

計画策定の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(5) 参考資料の貸与

局は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳、TVカメラ調査書又は目視調査（潜行目視調査・マンホール目視調査）報告書及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

(6) 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3 スtockマネジメント実施方針

ストックマネジメント実施方針は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

(1) 業務対象施設

ストックマネジメント実施方針における、業務対象施設は以下表のとおりとする。

管路施設	対象の有無等
対象区域面積※	h a
管渠	① ・ 無
マンホール	① ・ 無
マンホール蓋	① ・ 無
取付管	① ・ 無
ま す	① ・ 無

※対象区域面積は業務実施段階において局との協議により決定する。

(2) 設計条件項目

ストックマネジメント実施方針における、設計条件項目は以下表のとおりとする。

作業項目		設計条件
施設情報の 収集・整理	施設情報収集・整理	① ・ 無
	施設情報の電子データ化	有 ・ ②
	現地踏査	有 ・ ②
リスクの評 価	リスクの特定	① ・ 無
	被害規模の検討	① ・ 無
	発生確率の検討	① ・ 無
	リスクの評価	① ・ 無
施設管理の目標設定		① ・ 無
長期的な改 築事業のシ ナリオ設定	管理方法の選定	① ・ 無
	改築条件の設定	① ・ 無
	最適な改築シナリオの選定	① ・ 無
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	① ・ 無
点検・調査 計画の策定	環境区分の設定	① ・ 無
	点検・調査頻度の検討	① ・ 無
	優先順位の検討	① ・ 無
	点検・調査における単位・項目の検討	① ・ 無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	① ・ 無
	点検・調査方法の検討	① ・ 無
	概算費用の算定	① ・ 無
	点検・調査計画のとりまとめ	① ・ 無
関係機関への説明資料作成		有 ・ ②
報告書作成		① ・ 無
設計協議		中間打合せ 3 回
関係機関協議		— 回
貸与資料	点検・調査データ	① (貸与形式：紙・電子データ)、無
	管路施設データ	① (貸与形式：紙・電子データ)、無
	維持管理データ	① (貸与形式：紙・電子データ)、無

本業務におけるリスク評価、点検・調査頻度、優先順位、対象施設及び実施時期の検討に当たっては、点検・調査データ、管路施設データ、維持管理データ、事故・不具合履歴及び住民通報履歴を踏まえ、判断根拠を整理するものとする。

なお、本業務により作成する計画案は、局が更新施策の実施可否及び優先順位を判断するための支援資料であり、最終判断は局が行う。

(3) 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報、点検・調査報告書等の収集・整理等を行う。

収集すべき資料は次のとおりとする。

ア 施設情報収集・整理

(ア) 諸元に関する情報の収集・整理（下水道台帳、竣工図等）

- ① 名称
- ② 設置年度
- ③ 所在地
- ④ 材質、形状寸法（管径）、能力、延長、土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等

(イ) 環境区分の検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 施設の周辺環境条件等

(ウ) 点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 図面
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等

(エ) 修繕・改築に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（又は改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等

(4) リスクの評価

ア リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、管路施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。

イ 被害規模の検討

管路施設において損傷や劣化による事故の被害の大きさを影響度とし、その評価方

法を設定した上で被害規模を検討する。

ウ 発生確率の検討

管路施設において損傷や劣化による事故の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定した上で検討する。

エ リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

(5) 施設管理の目標設定

管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）とアウトカムを実現するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。

(6) 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

ア 管理方法の選定

管渠、マンホール蓋、マンホール、取付管・ます等の対象とする施設ごとに、管理方法を設定する。

イ 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。

ウ 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、地方公共団体の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

エ 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

ア～ウの検討結果を 50～100 年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。

(7) 点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

また、事業計画期間を勘案し、5年間又は10年間において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

ア 環境区分の設定

対象とする施設（管渠）ごとに、腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査において

把握した腐食環境等を踏まえて、一般環境下と腐食環境下の区分設定を行う。

ただし、マンホールについては、管渠と一体とした考え方で計画を策定する。

イ 点検・調査頻度の検討

(一般環境下)

過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を設定するとともに、調査頻度を踏まえて点検頻度を設定する。

(腐食環境下)

腐食環境条件等を踏まえて、点検の実施頻度を設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき調査の実施頻度を設定する。

ウ 優先順位の設定

(一般環境下)

令和9年度に策定予定のストックマネジメント実施方針のリスク評価結果に基づいて、優先順位を設定する。

(腐食環境下)

点検・調査の結果から把握した腐食状況や、修繕・改築の実施により蓄積された情報を踏まえ、優先順位を設定する。

エ 点検・調査における単位・項目の検討

(一般環境下)

清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の検討を行う。

また、管路施設の異常の程度の評価基準及び緊急度・健全度の判定基準を検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

オ 点検・調査対象施設・実施時期の設定

(一般環境下)

優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

カ 点検・調査の方法の検討

(一般環境下)

施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

キ 概算費用の算定

(一般環境下)

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、5年間又は10年間の概算費用を算出する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準じる。

ク 点検・調査計画のとりまとめ

ア～キの検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

(8) 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

4 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、5年間又は10年間における改築の優先順位を設定する。また、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

(1) 対象施設

修繕・改築計画における、業務対象施設は以下表のとおりとする。

管路施設	対象の有無等
対象区域面積※	－ h a
延 長※	合流 km 汚水 km 雨水 km
マンホール	① ・ 無
マンホール蓋	① ・ 無
取付管	① ・ 無
ます	① ・ 無

※対象区域面積及び延長は業務実施段階において局との協議により決定する。

(2) 設計条件項目

修繕・改築計画における、設計条件項目は以下表のとおりとする。

項 目		設 計 条 件
対策の必要性検討		① ・ 無
修繕・改築の優先順位の検討		① ・ 無
対策範囲の検討		① ・ 無
長寿命化対策検討対象施設の選定		① ・ 無
改築方法の検討	改築方法の選定	① ・ 無
	ライフサイクルコスト改善額の算定	① ・ 無
実施時期の設定及び概算費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定	① ・ 無
	計画期間内の概算費用の算出	① ・ 無
修繕・改築計画のとりまとめ		① ・ 無

本業務におけるリスク評価、点検・調査頻度、優先順位、対象施設及び実施時期の検討に当たっては、点検・調査データ、管路施設データ、維持管理データ、事故・不具合履歴及び住民通報履歴を踏まえ、判断根拠を整理するものとする。

なお、本業務により作成する計画案は、局が更新施策の実施可否及び優先順位を判断するための支援資料であり、最終判断は局が行う。

(3) 対策の必要性検討

別途点検・調査業務の診断により判定された健全度・緊急度等を踏まえ、対策の必要性を検討する。

(4) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業等の機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

(5) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。

(6) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化

対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(7) 改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新(布設替え工法)か長寿命化対策(更生工法)かを選定する。

また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(8) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と5年間又は10年間の実施時期を設定する。

また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

(9) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1)～(8)の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

5 照査

(1) 照査の目的

事業者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(2) 照査の体制

事業者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

(3) 照査事項

事業者は計画策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

ア 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査

イ 検討の方法及びその内容に関する照査

ウ 計画の妥当性(方針、設定条件等)の照査

エ 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

6 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

図書名	形状寸法・提出部数
ア 報告書	A4・3部
イ 点検・調査計画図	A3・3部

ウ	修繕・改築計画図	A 3・3部
エ	打合せ議事録	A 4・3部
オ	その他参考資料	原稿 一式
カ	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

(2) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ局と協議する。

(3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

7 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- ①局の下水道標準構造図
- ②下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- ③下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ④下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- ⑤下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ⑥下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ⑦下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- ⑧下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ⑨合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）
- ⑩管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- ⑪下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- ⑫下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ⑬下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ⑭下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～
（日本下水道新技術機構）
- ⑮管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- ⑯管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- ⑰下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル
（日本下水道新技術機構）
- ⑱下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- ⑲下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- ⑳マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）
（日本下水道管路管理業協会）
- ㉑管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- ㉒取付管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- ㉓下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル
（下水道事業支援センター）

- ②④下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）
（管路診断コンサルタント協会）
- ②⑤下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携
（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

参 考

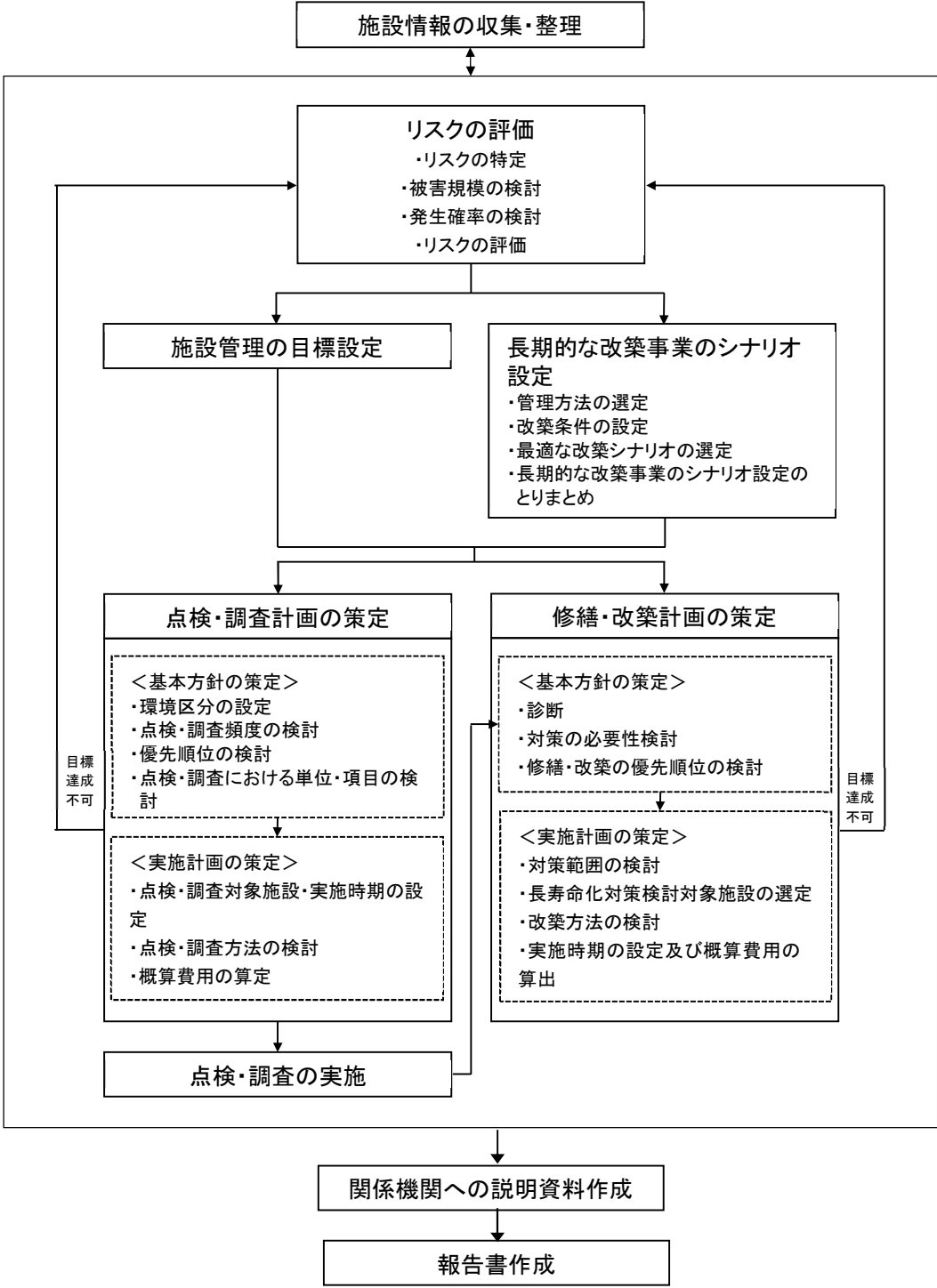


図 1 スtockマネジメント実施方針策定（管路施設）作業フロー

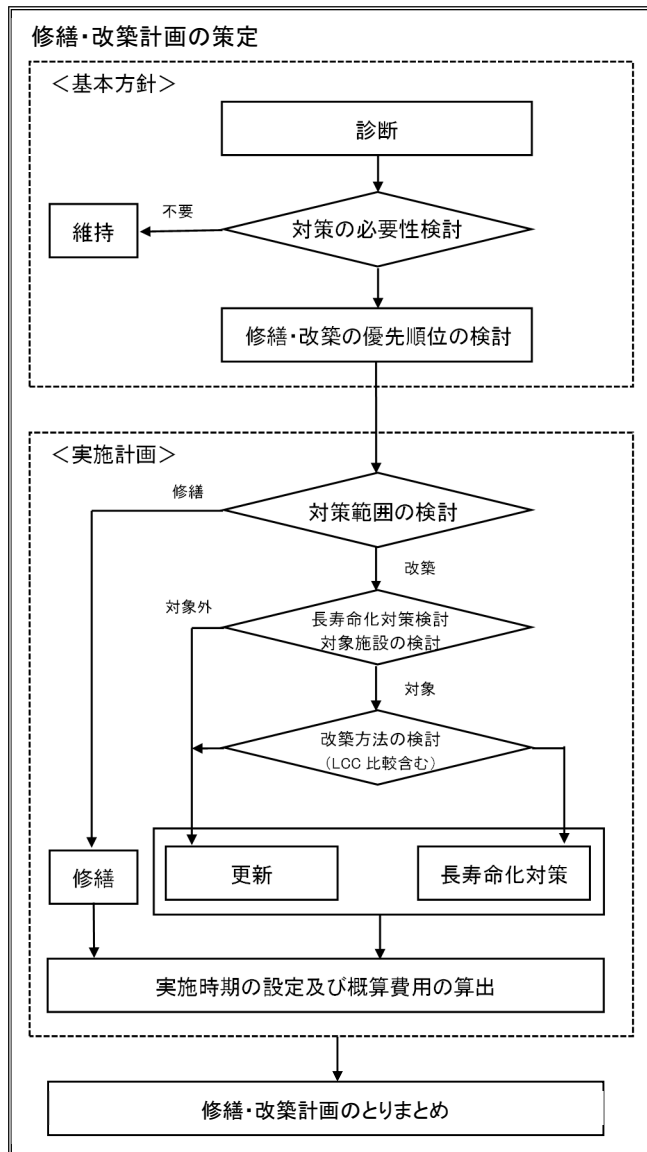


図 2 管路施設修繕・改築計画策定作業フロー

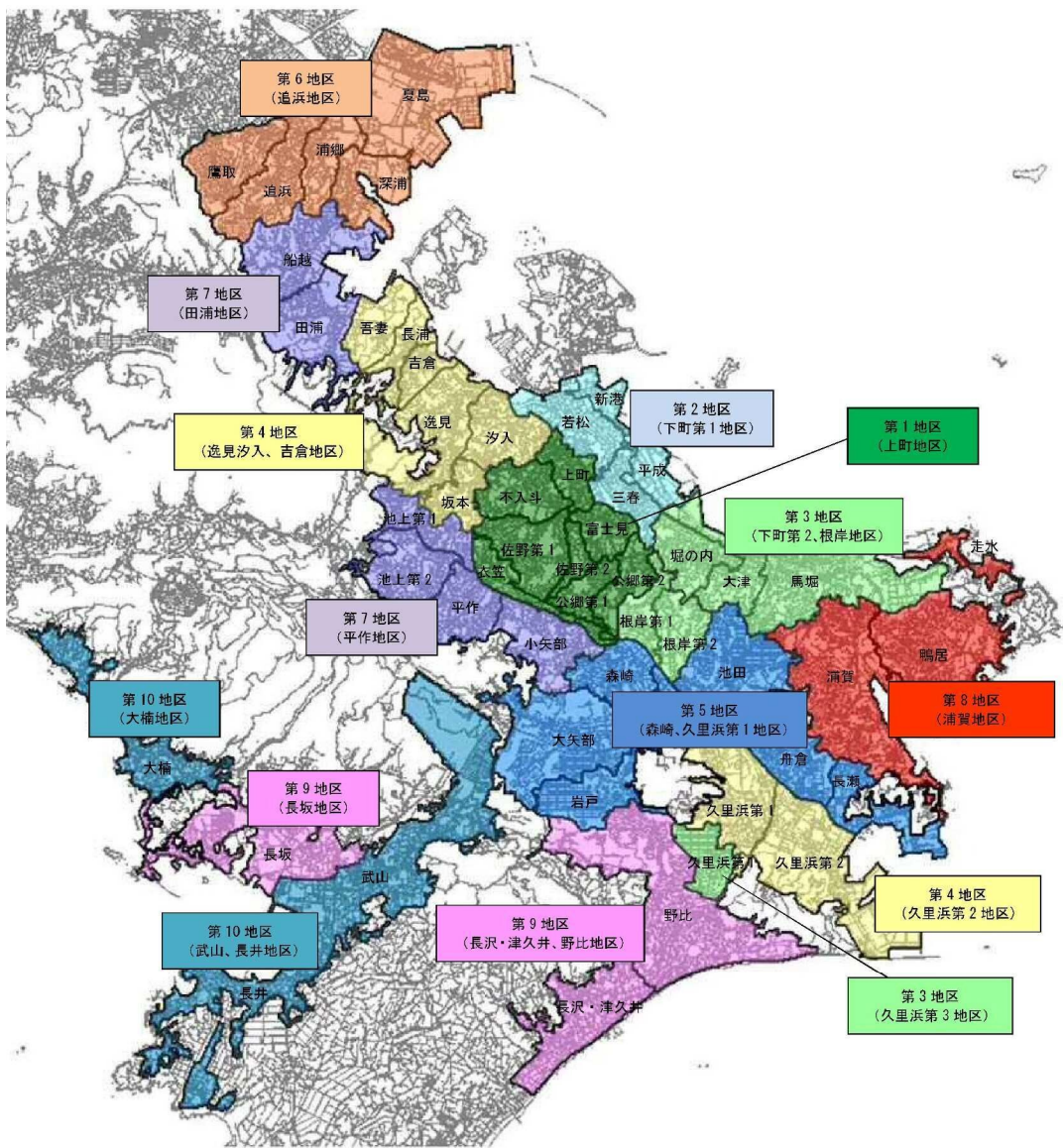


図3 対象箇所位置図

【別紙－１７】 業務報告書類

「第１０章 業務報告書類に関する事項」において、作成、提出を求める報告書類は以下のとおりである。

(１) 月間業務報告書

事業者は、表１に示す内容を最低限として月間業務報告書を作成すること。

表１ 月間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
下水道管路	01	業務実施概要 ①公共下水道管路施設巡視・点検業務実施報告 ②水位計維持管理業務実施報告 ③管路施設調査業務実施報告 ④管路施設等清掃業務実施報告 ⑤下水道用地管理業務実施報告 ⑥混合廃棄物処分業務実施報告 ⑦汚砂処分業務実施報告 ⑧汚砂分析業務実施報告 ⑨計画修繕業務実施報告 ⑩住民対応等業務実施報告 ⑪災害対応業務実施報告 ⑫計画作成業務実施報告 ⑬管理調整業務実施報告 ⑭その他報告事項
	02	特記事項 当該月において特に報告すべき事項（地元企業の活用状況に関する内容を含む）

(２) 年間業務報告書

事業者は、表２に示す内容を最低限として、年間業務報告書を作成すること。なお、本報告書においては、当該年度における要求水準達成状況や事業者提案事項の実施状況等を取りまとめ、要求事項達成状況として報告すること。

表2 年間業務報告書の内容

報告の種類			報告の概要
下水道管路	01	業務実施概要	①公共下水道管路施設巡視・点検業務実施報告 ②水位計維持管理業務実施報告 ③管路施設調査業務実施報告 ④管路施設等清掃業務実施報告 ⑤下水道用地管理業務実施報告 ⑥混合廃棄物処分業務実施報告 ⑦汚砂処分業務実施報告 ⑧汚砂分析業務実施報告 ⑨計画修繕業務実施報告 ⑩住民対応等業務実施報告 ⑪災害対応業務実施報告 ⑫計画作成業務実施報告 ⑬管理調整業務実施報告 ⑭その他報告事項
	02	特記事項	当該年において特に報告すべき事項（地元企業の活用状況に関する内容を含む）
	03	要求事項達成状況	①要求水準達成状況 ②事業者提案事項の実施状況